神社建築構造法

大正九年一月五日　印　刷
大正九年一月十日　發　行
昭和十五年一月十日　第七版

著　者　齋　藤　龜　吉

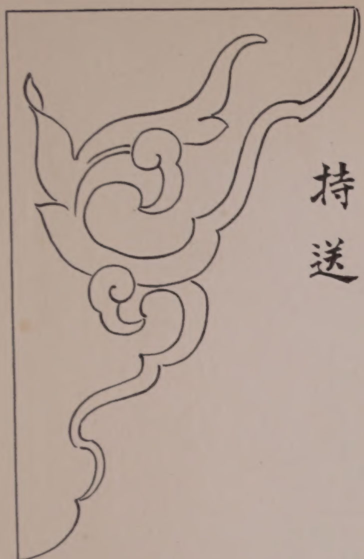
發行兼印刷者　森　菊　雄
東京市神田區神保町一ノ五

發行所　信友堂書店
東京市神田區神保町一ノ五
振替東京二四九七八番
電話神田三六五番

第二十九圖　西京風鬼板掛魚

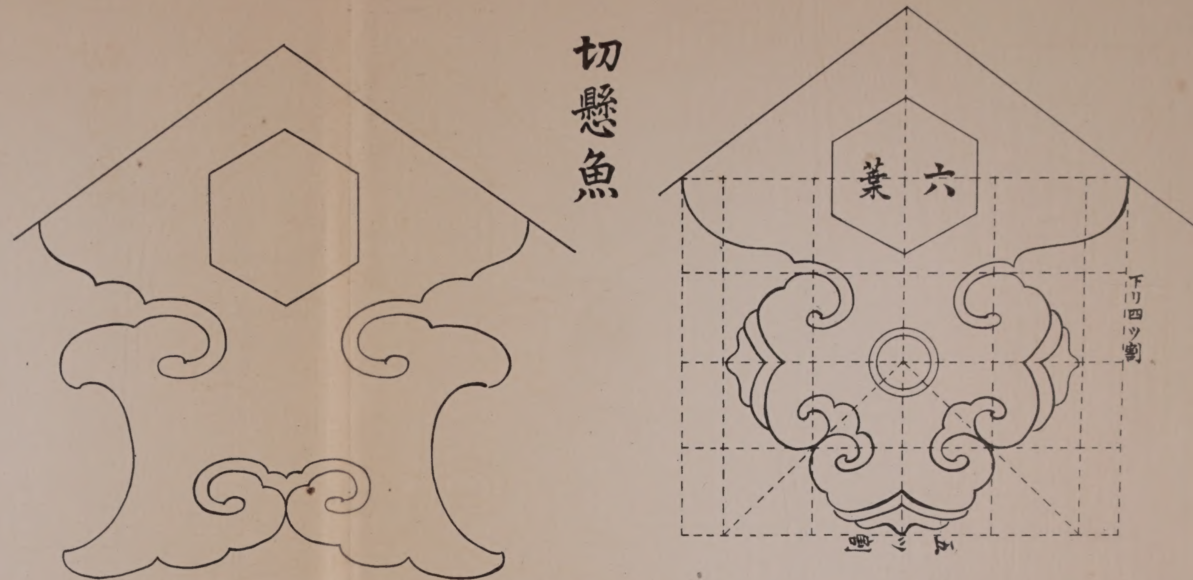


第二十八圖　各種繪樣

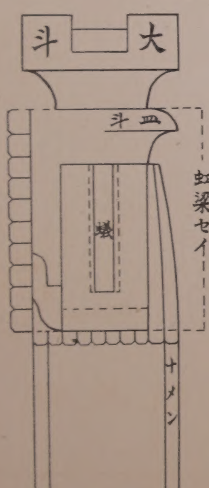


持送

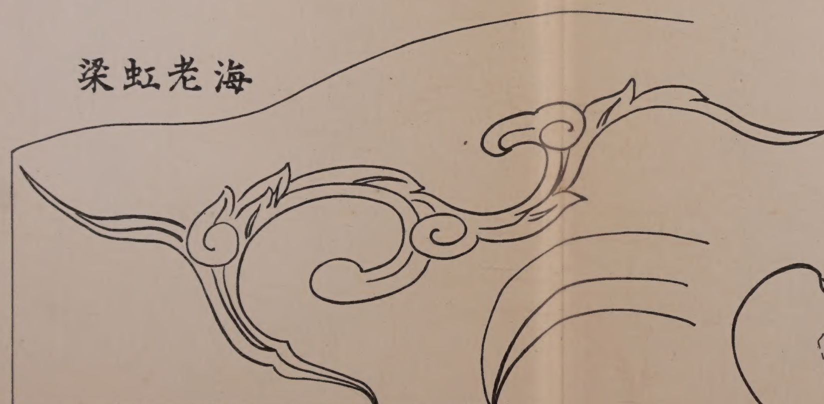
切懸魚



虹梁木口割



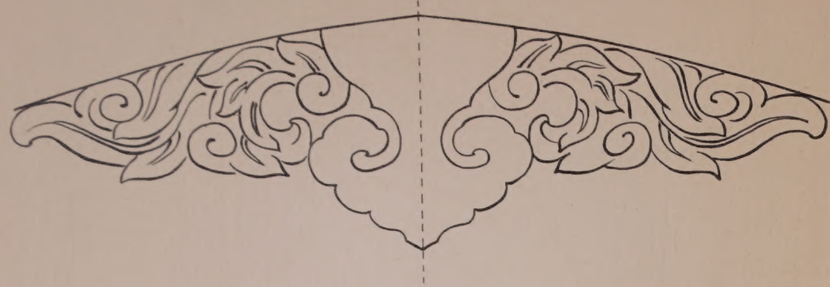
海老虹梁





繪振板

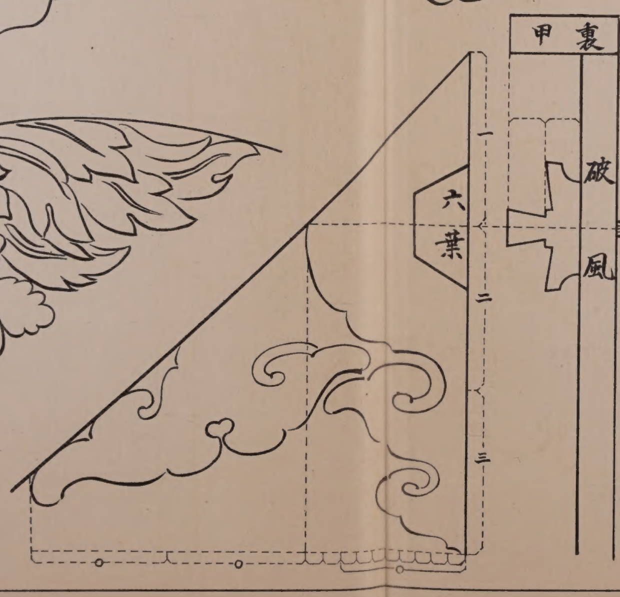
第二十七圖 各掛魚



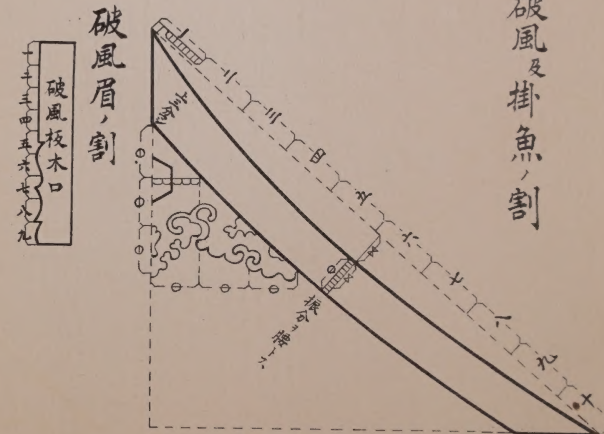






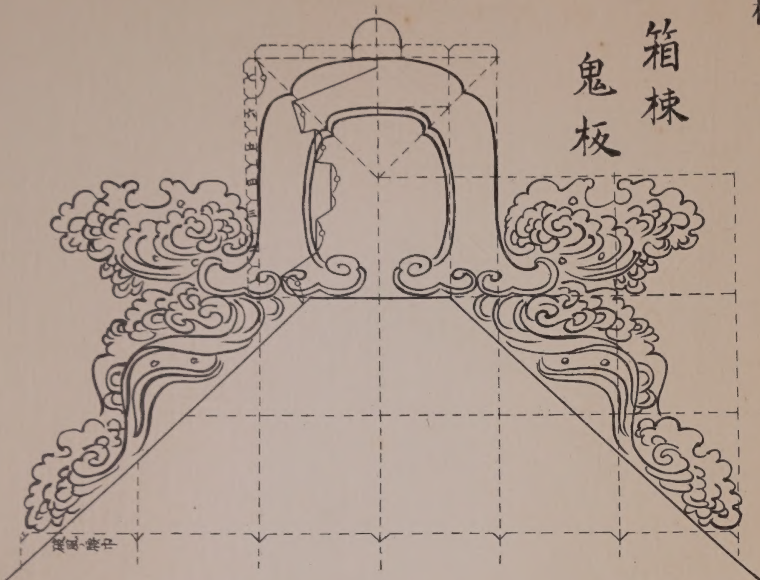


破風眉ノ割

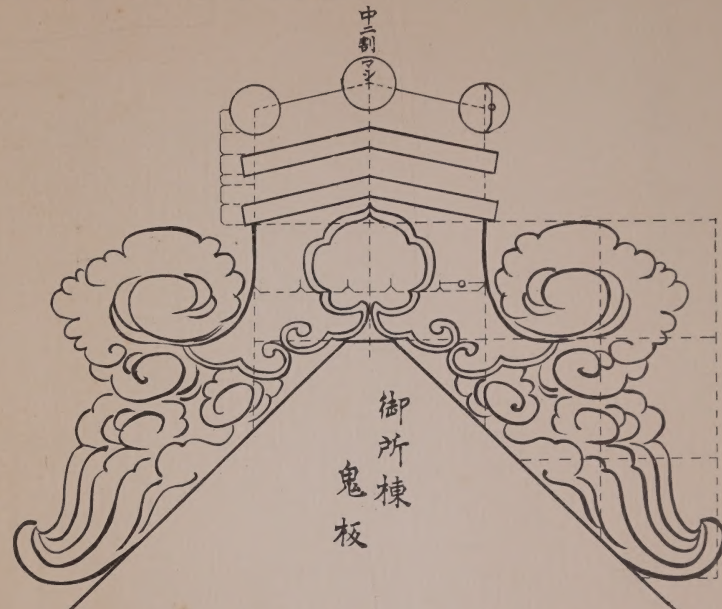


破風及掛魚ノ割

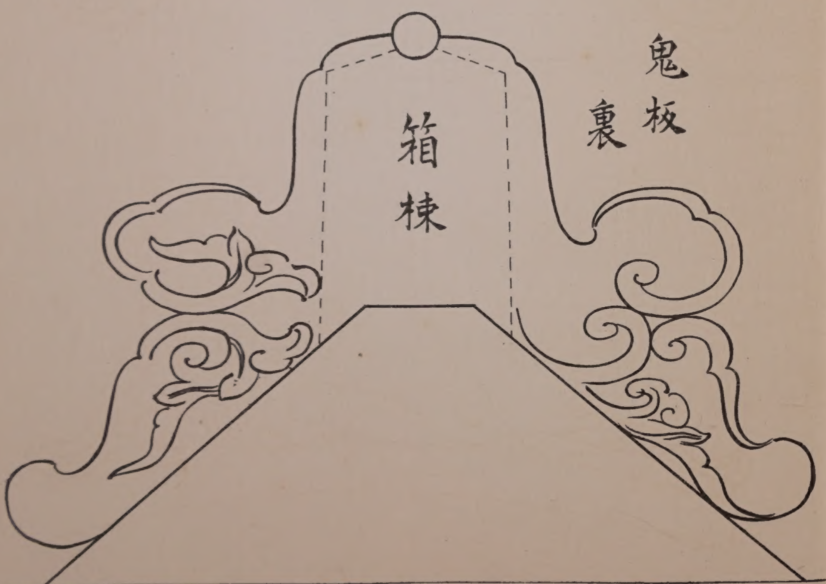
第二十六圖　各種鬼板



箱棟鬼板



御所棟鬼板

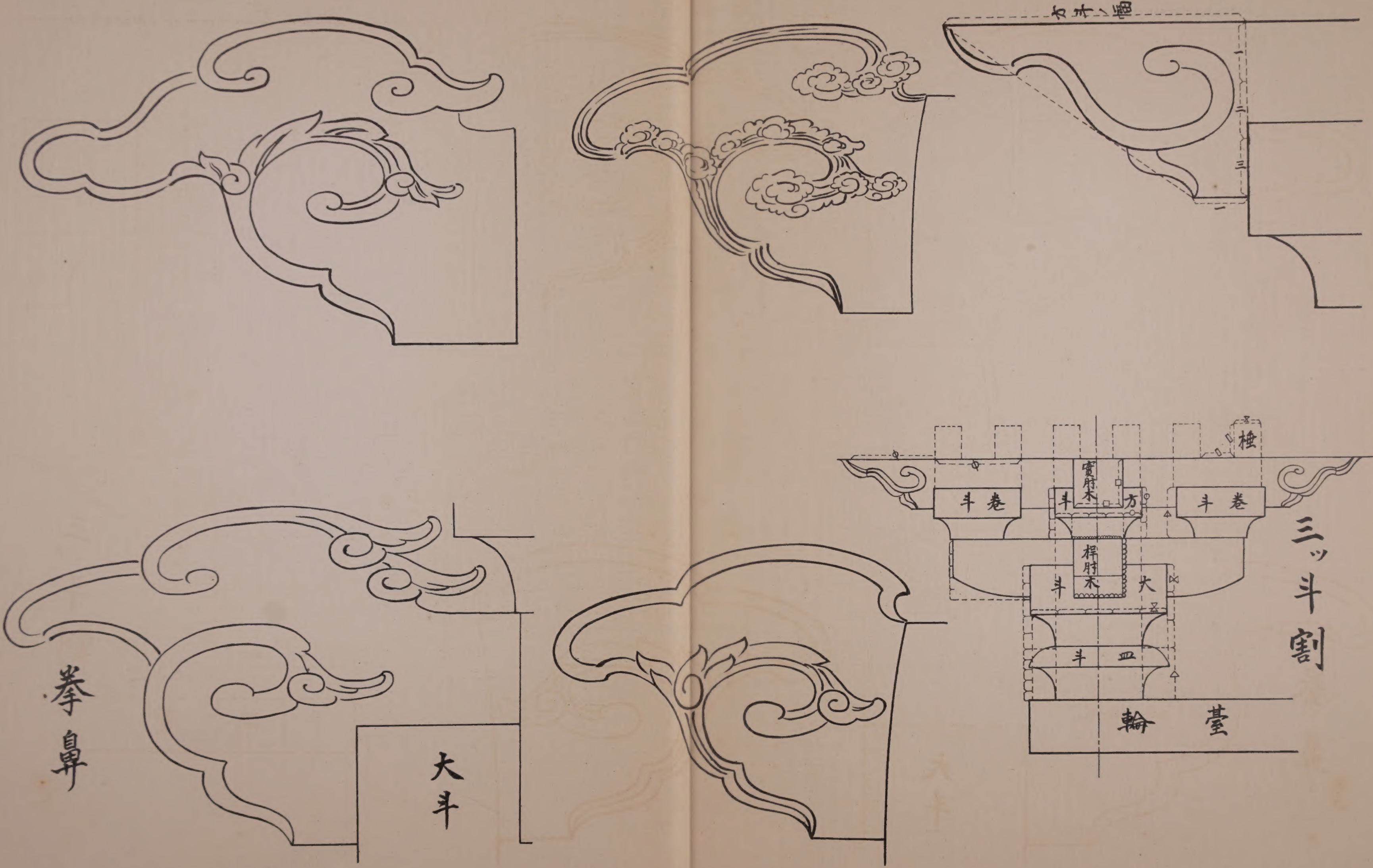


鬼板裏



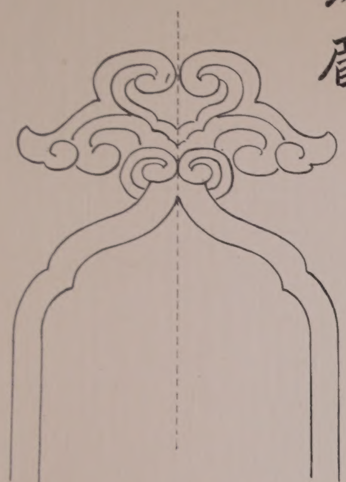
唐破風鬼板

第二十五圖　各種木鼻

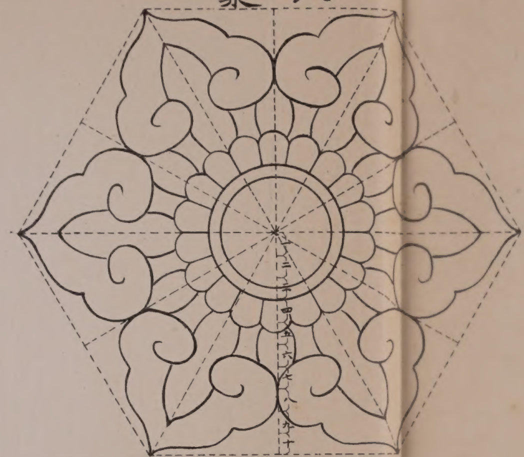


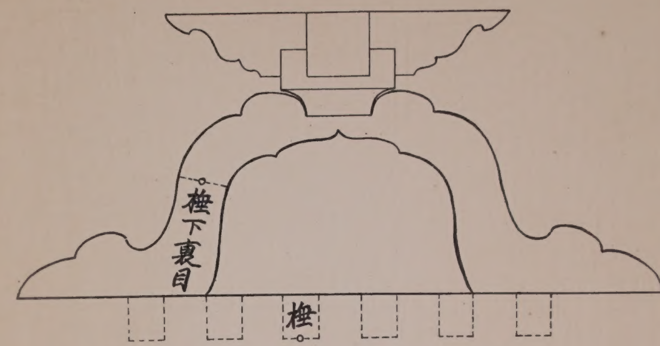
第二十四圖　各蟇股其他繪様

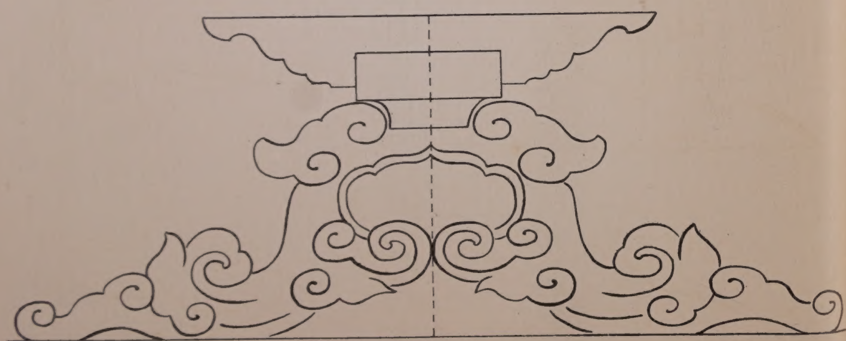
釵眉



六葉



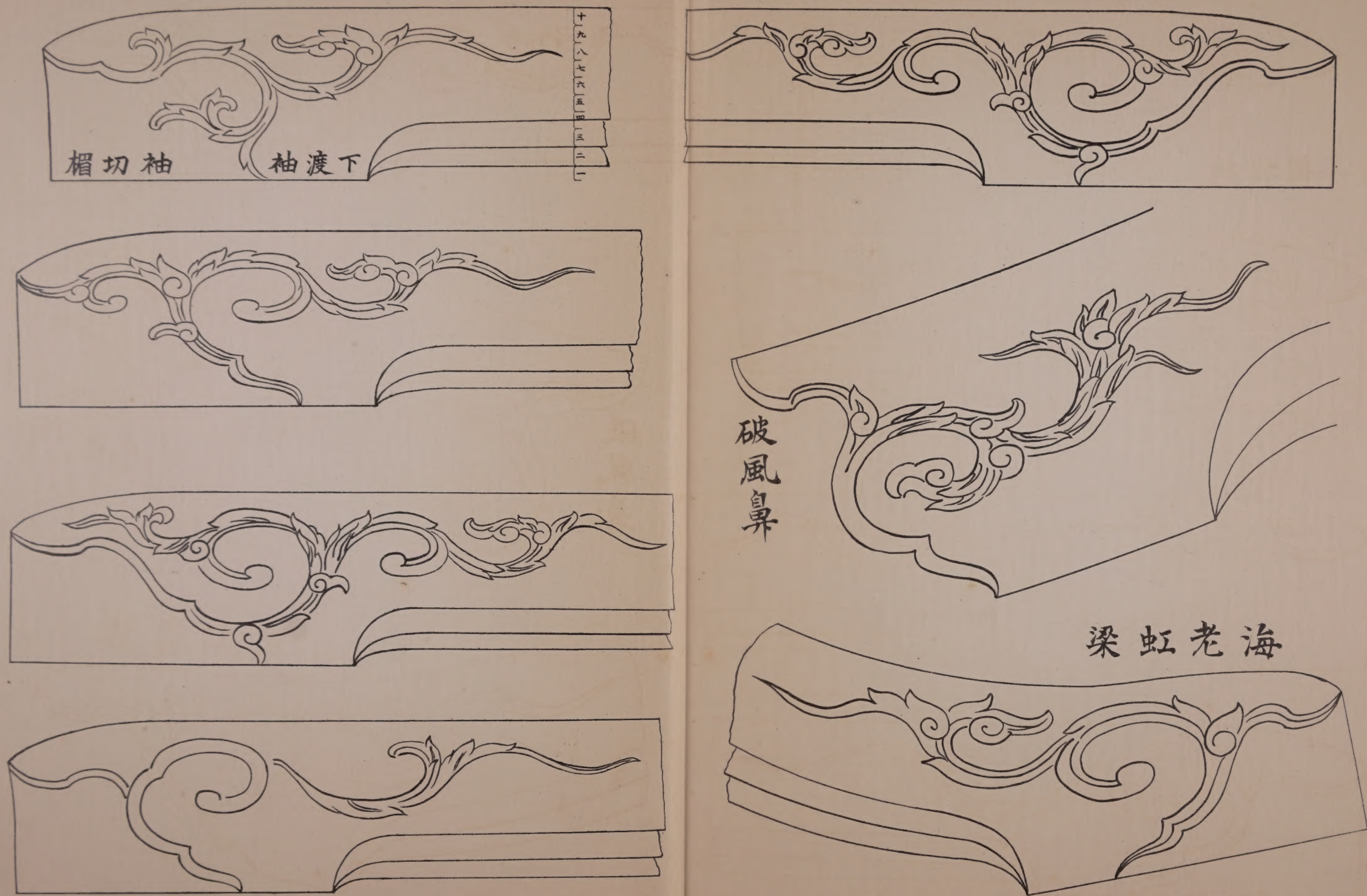




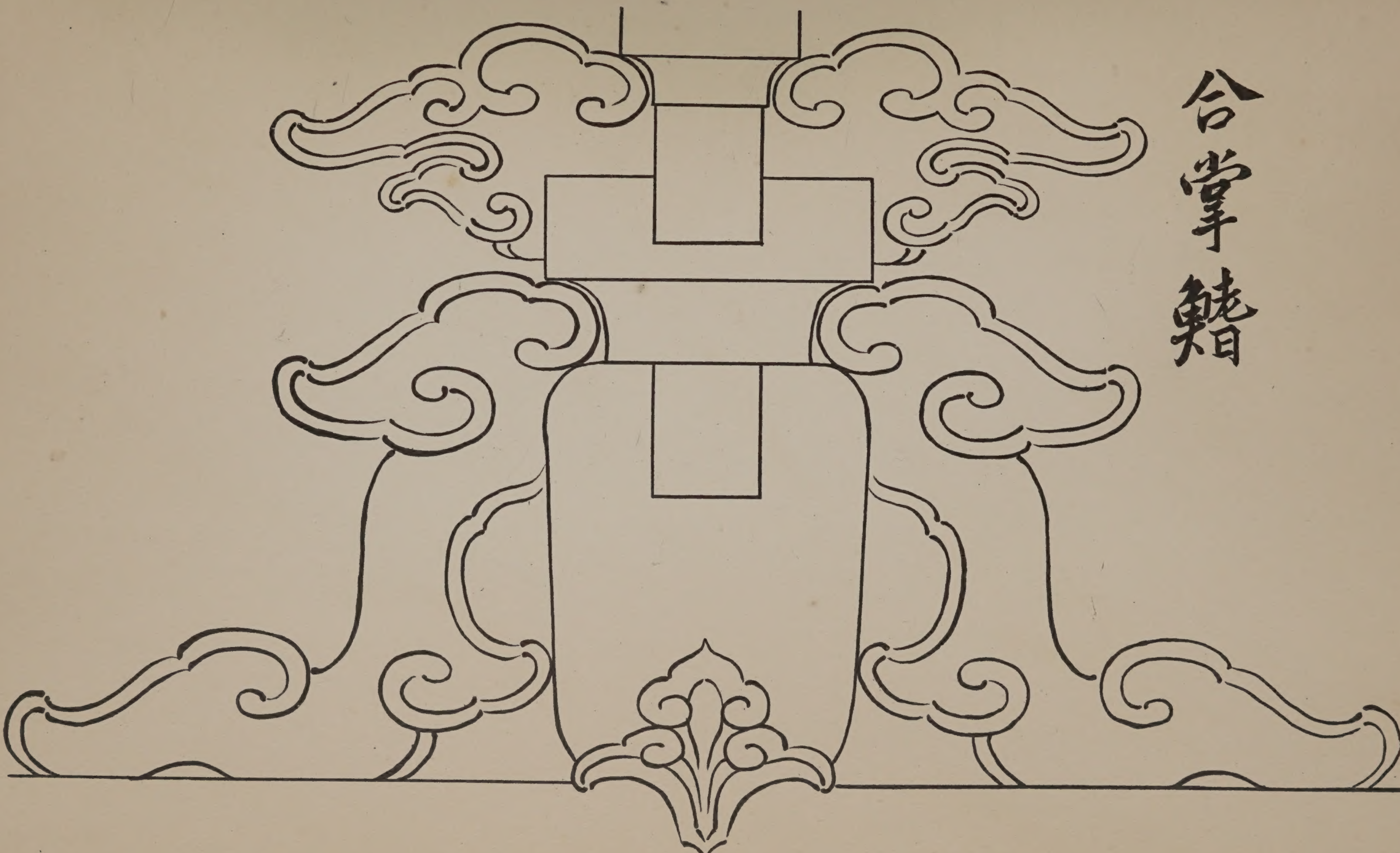
蟇股

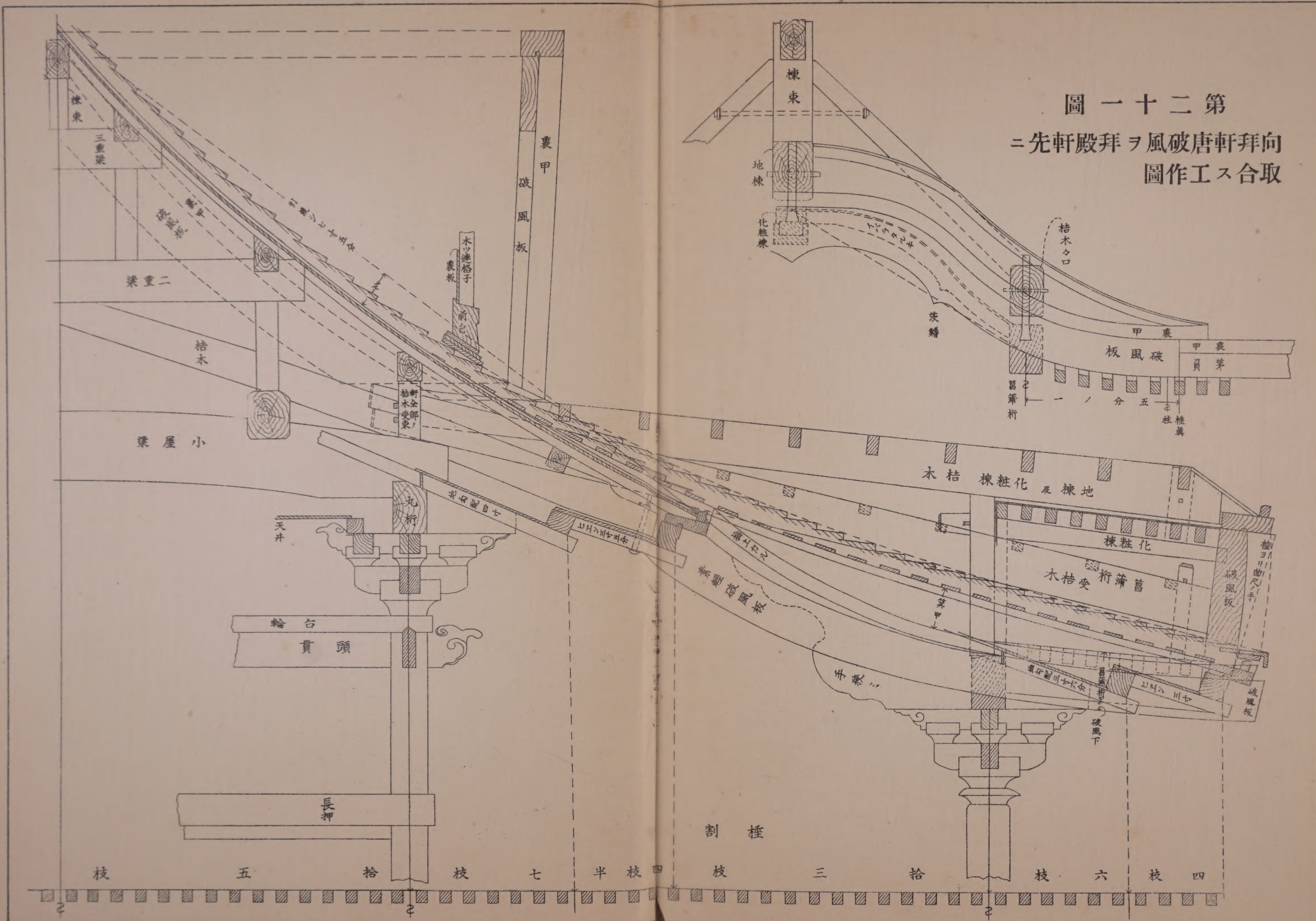


第二十三圖　各種虹梁



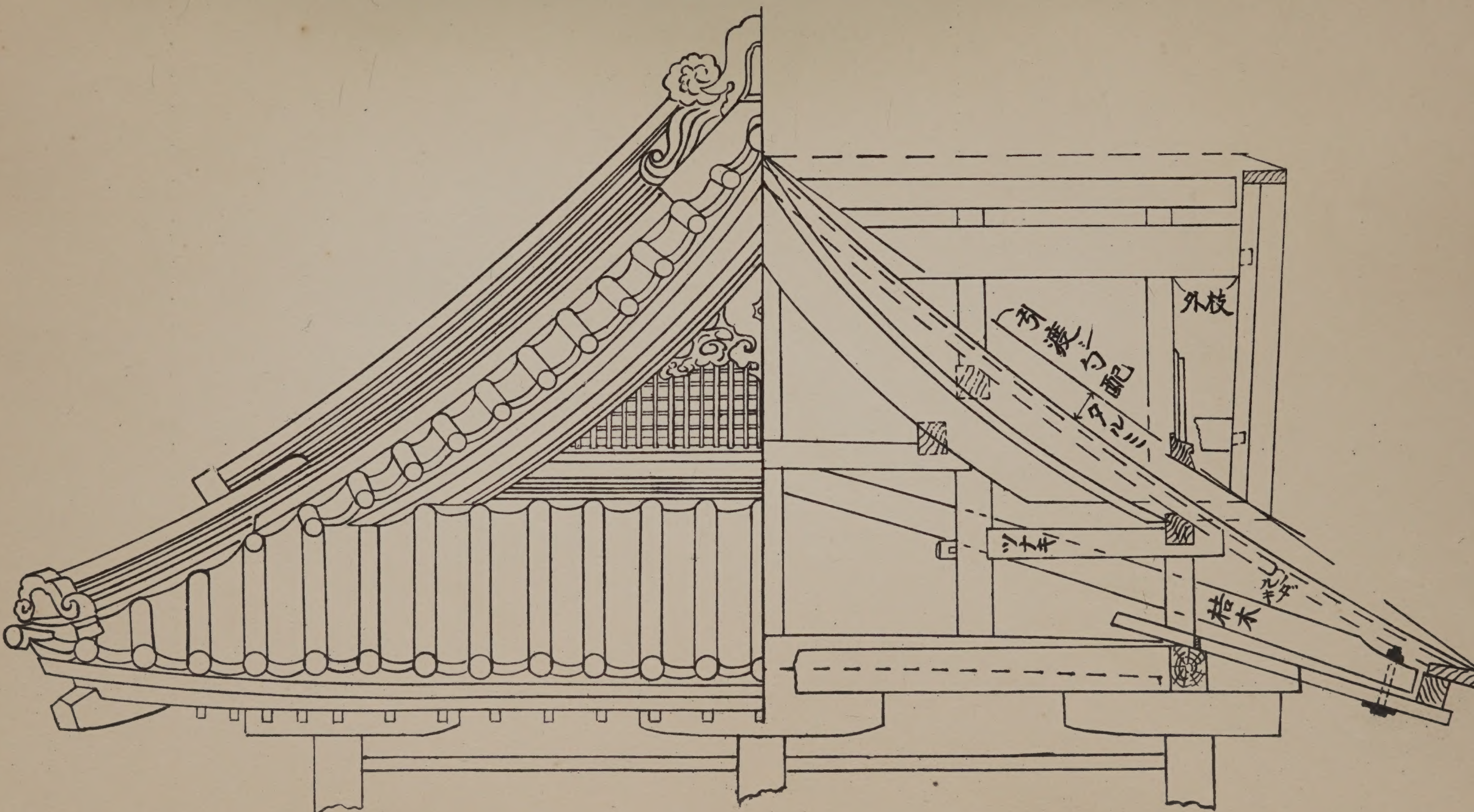
第二十二圖　合　掌　鰭

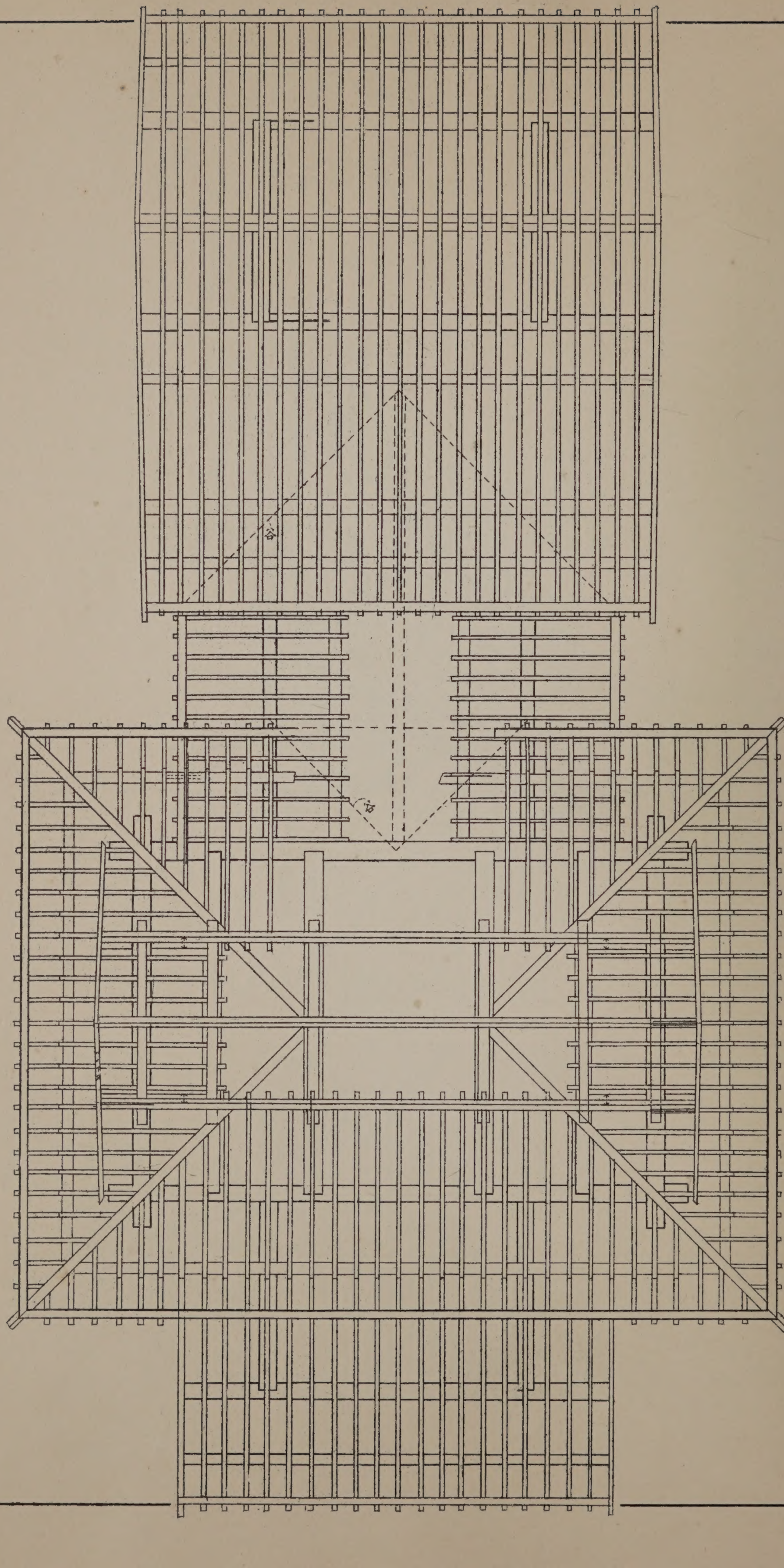




第二十一圖
向拜軒唐破風ヲ拜殿軒先ニ取合ス工作圖

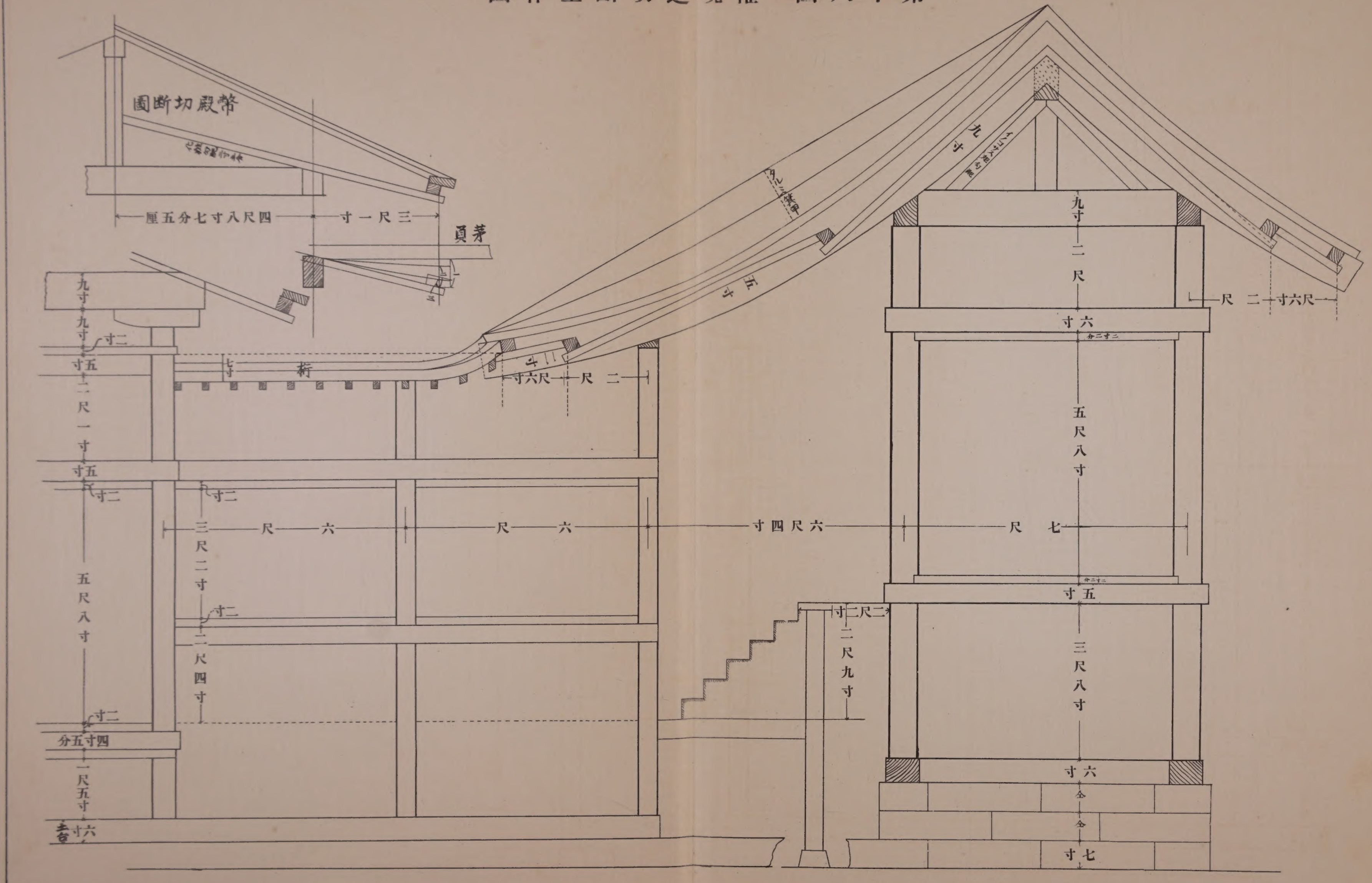
第二十圖 屋根上破風之構造圖



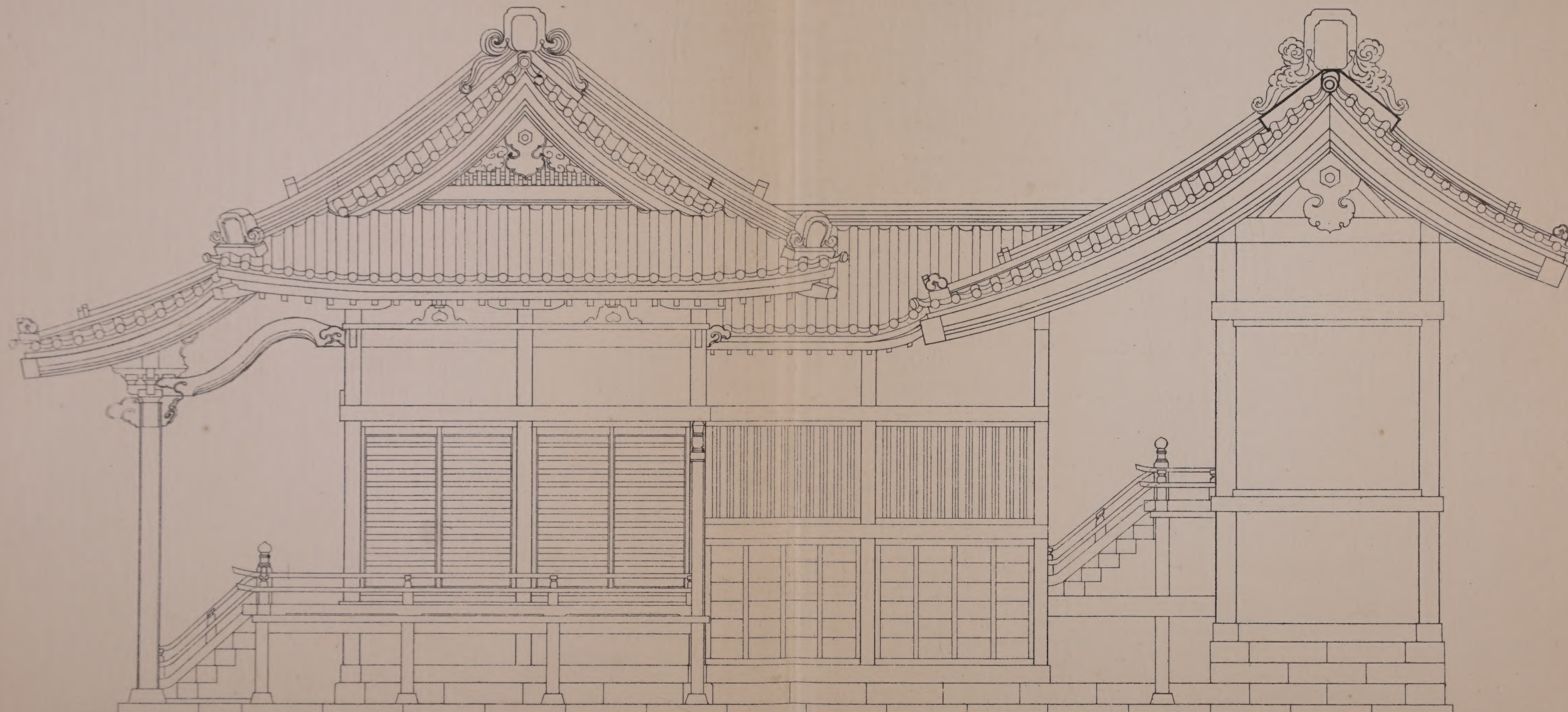


第十九圖　權現造小屋組伏圖

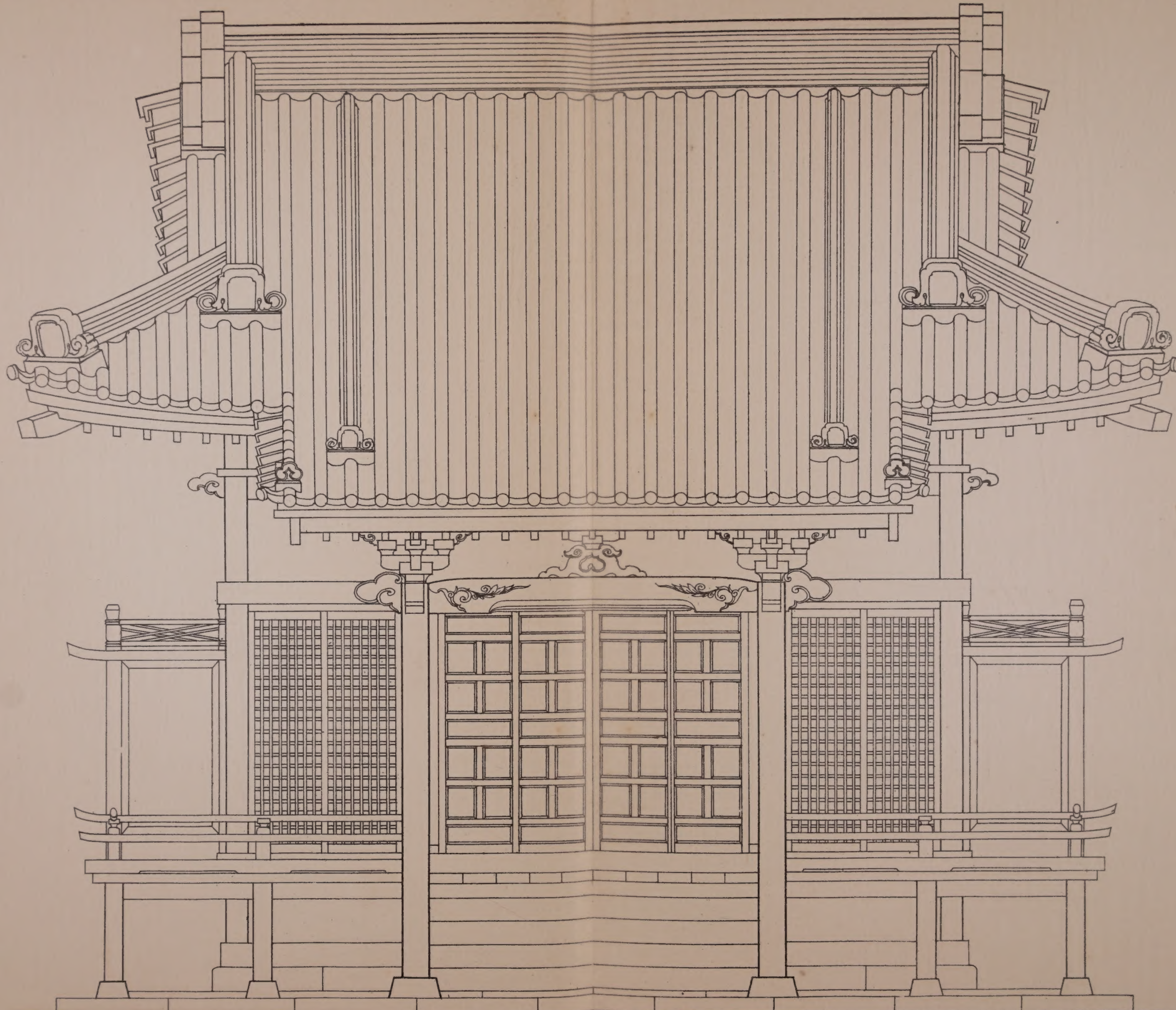
第十八圖 權現造切斷工作圖



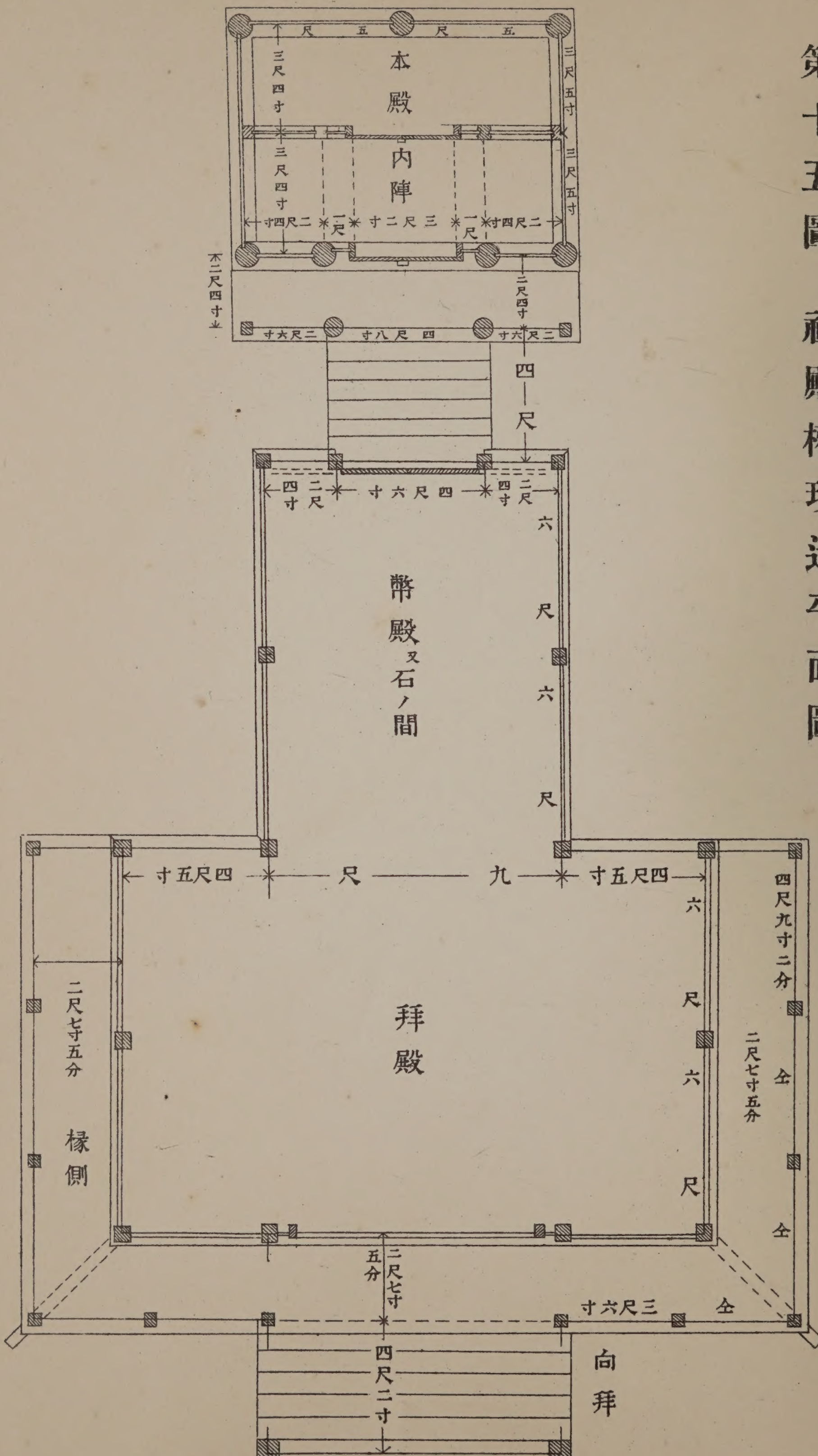
第十七圖　社殿權現造側面姿圖



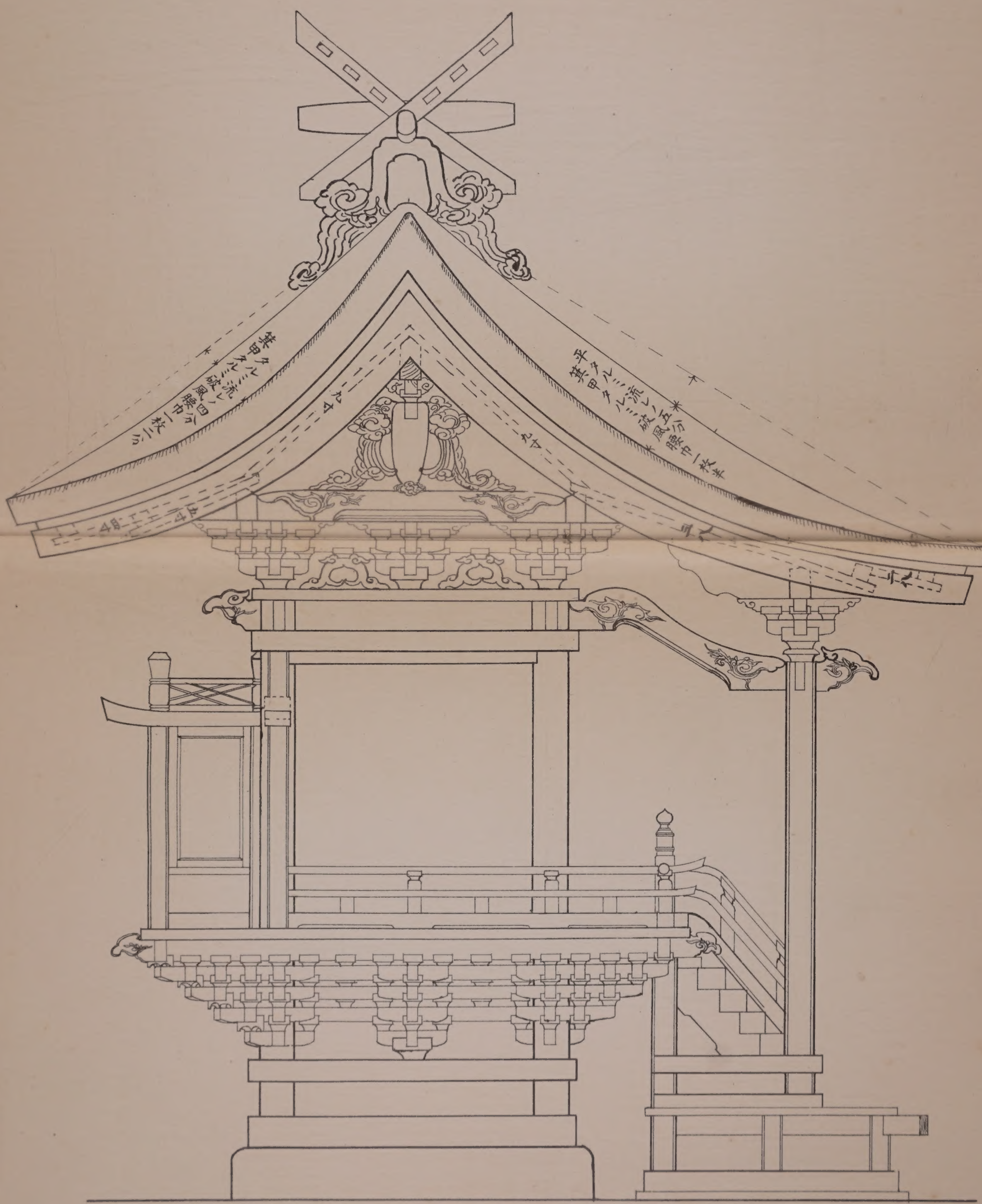
第十六圖　社殿權現造拜殿正面姿圖



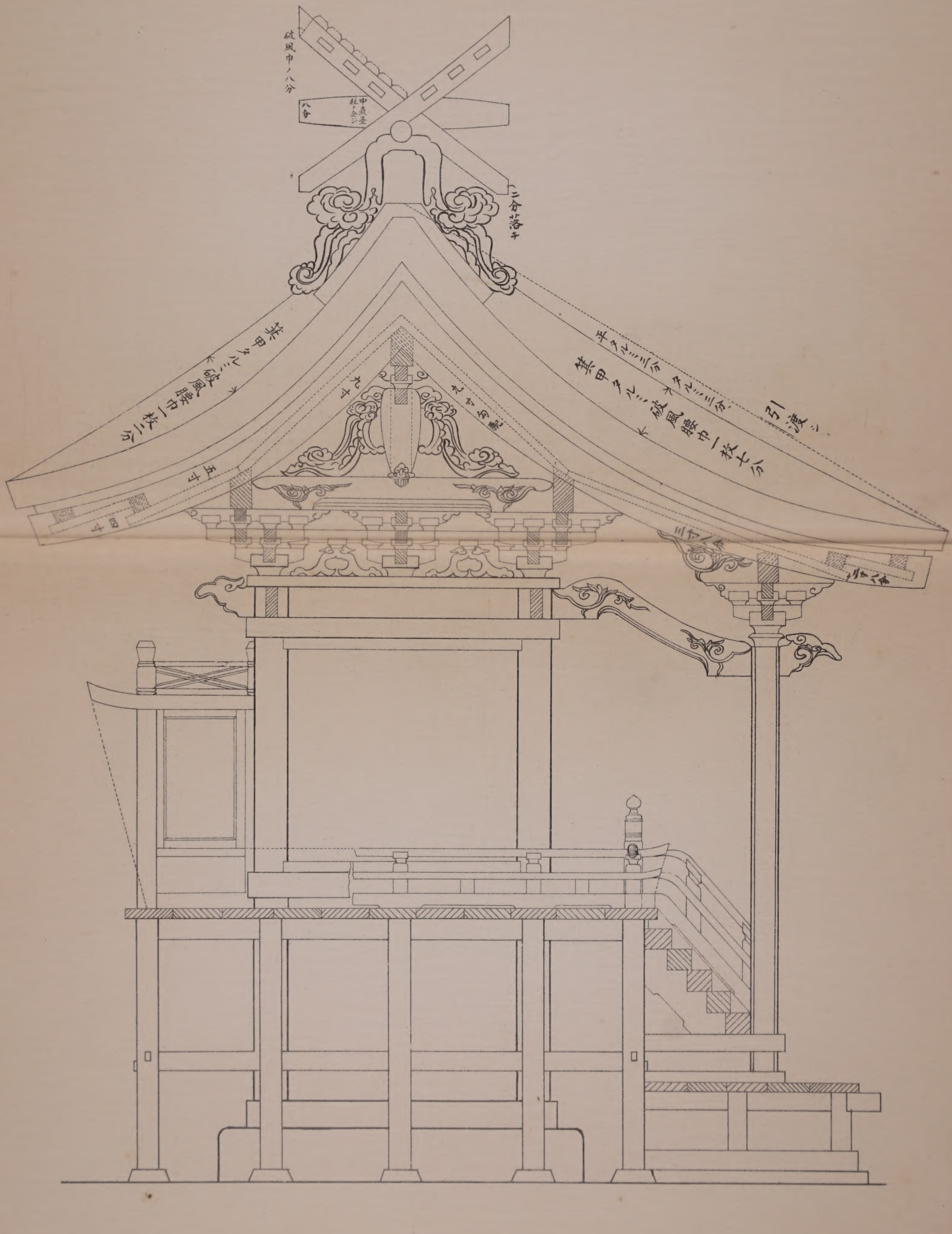
第十五圖　社殿權現造平面圖



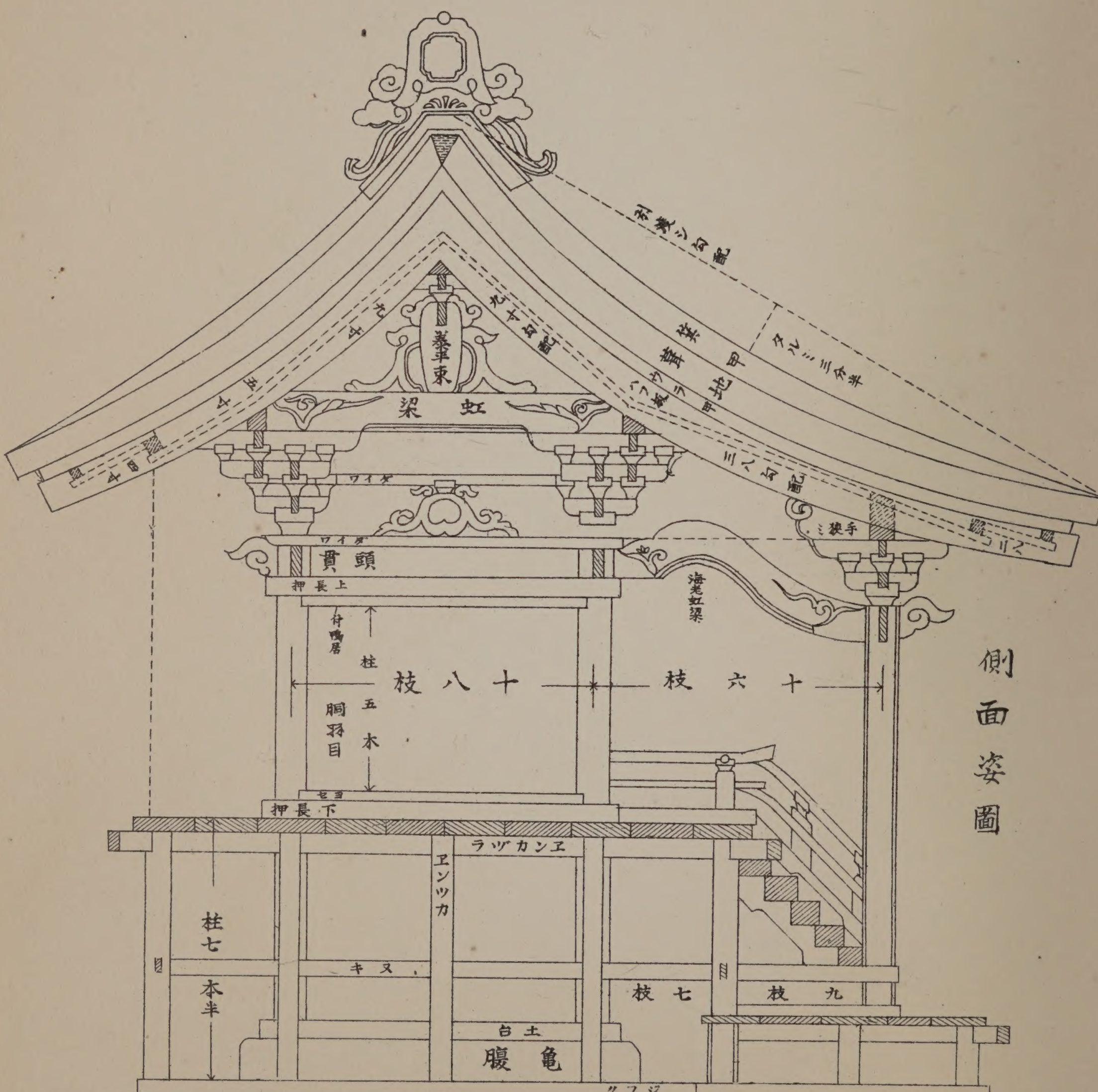
第十四圖　社殿流造腰組參考圖



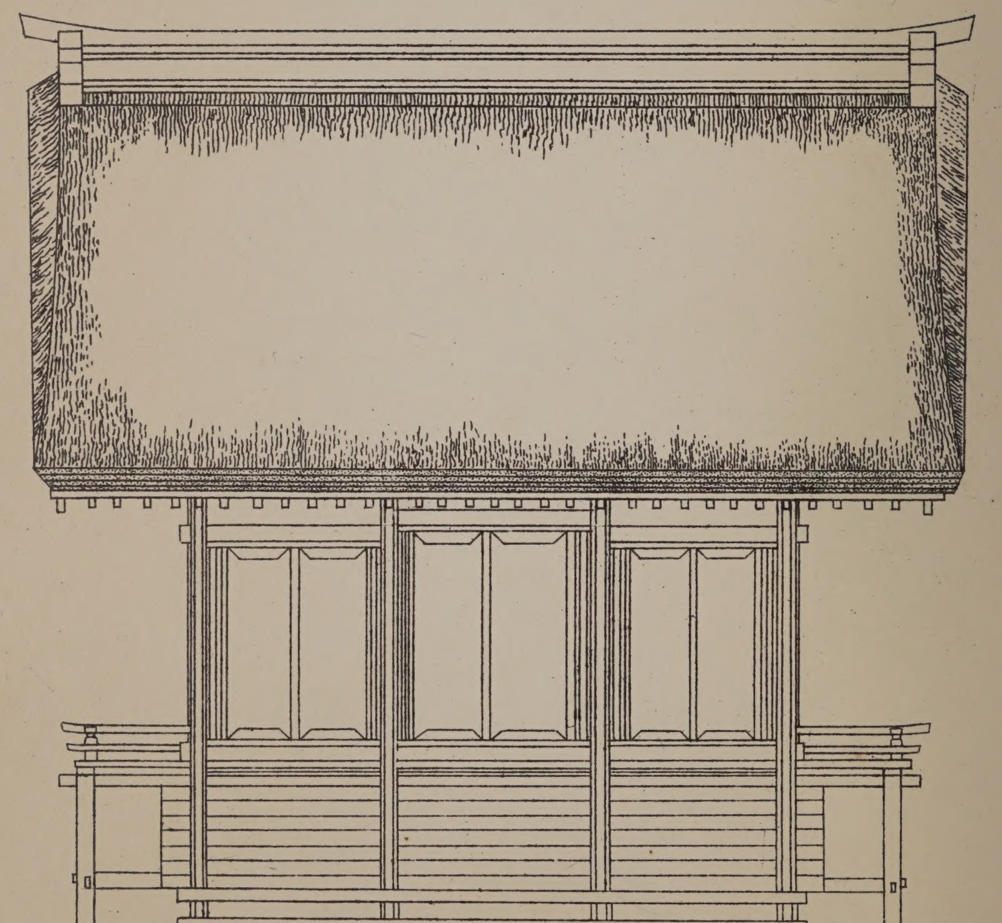
第十三圖　一間社流造側面工作圖



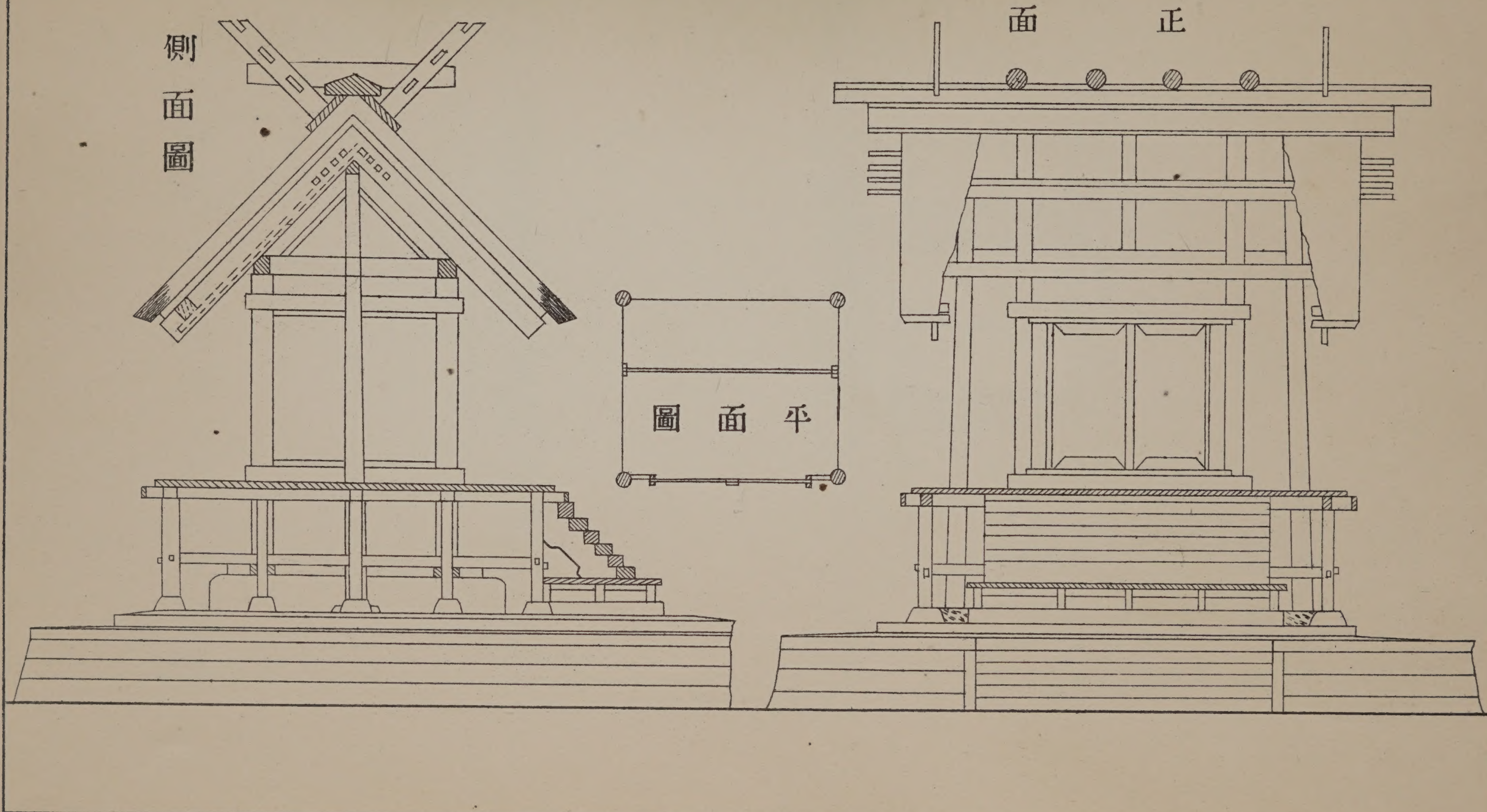
第十二圖(其二)流造側面工作圖



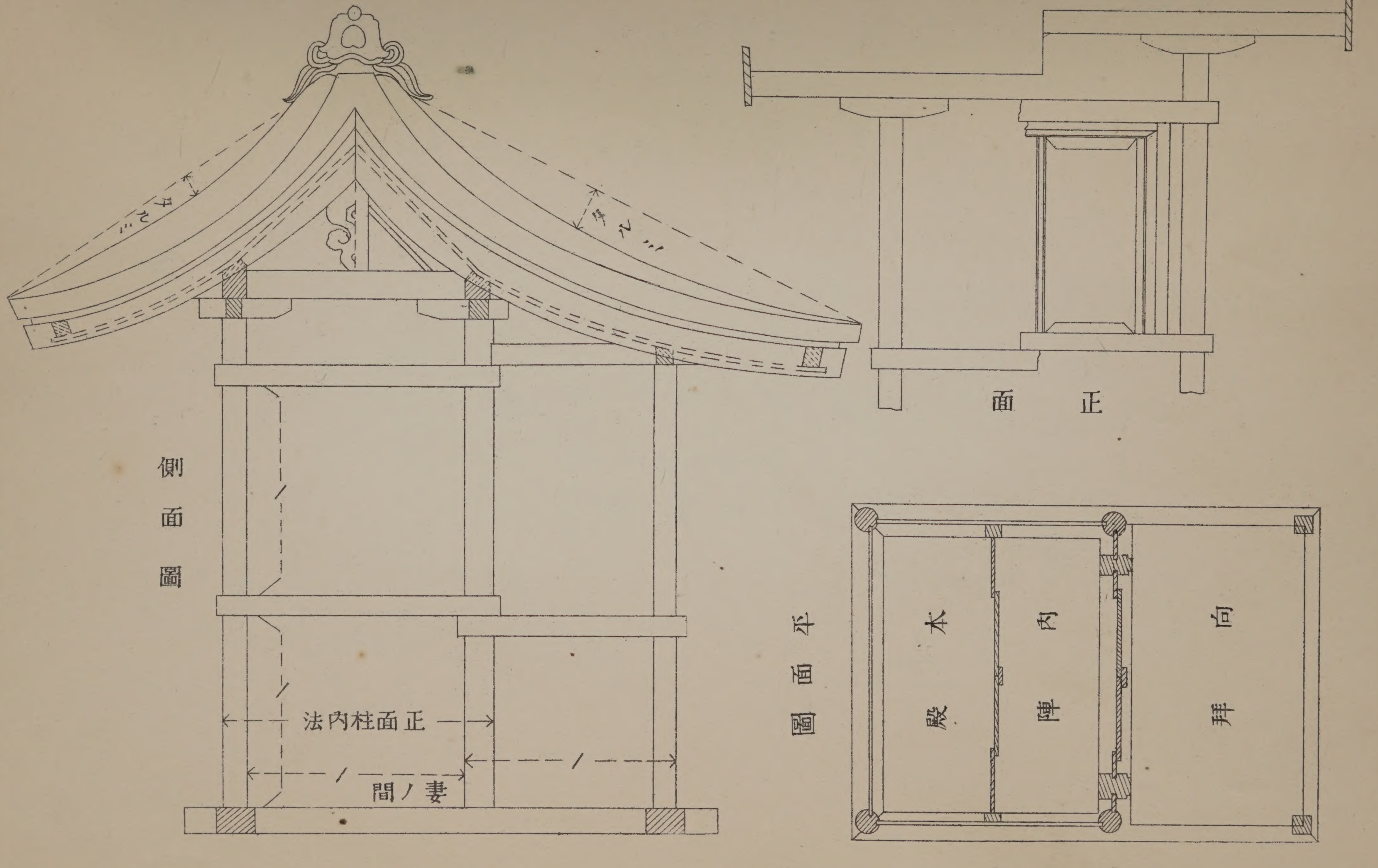
第十二圖 (其一) 三間社流造正面姿圖



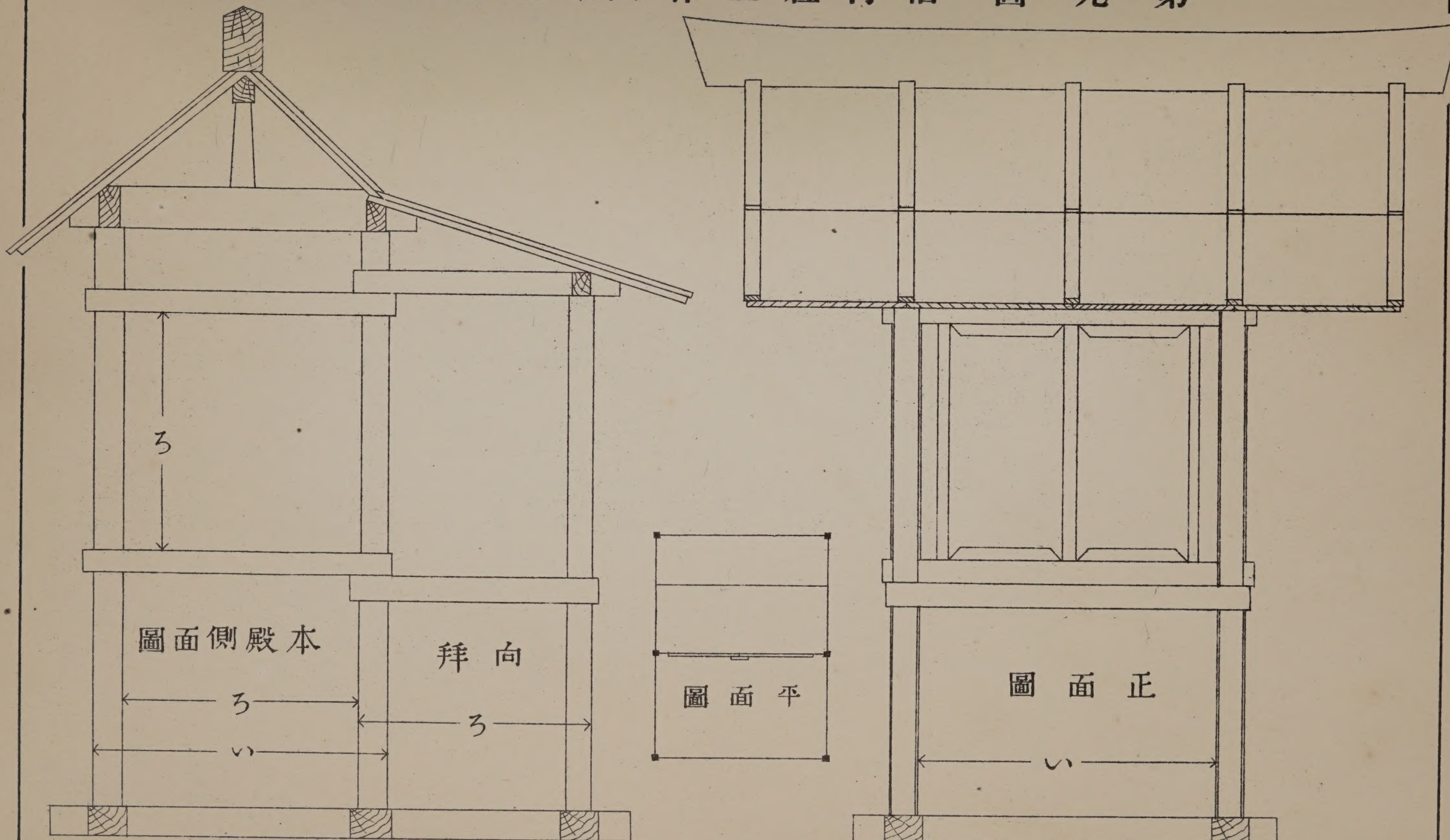
第十一圖　神明造正面及側面工作圖



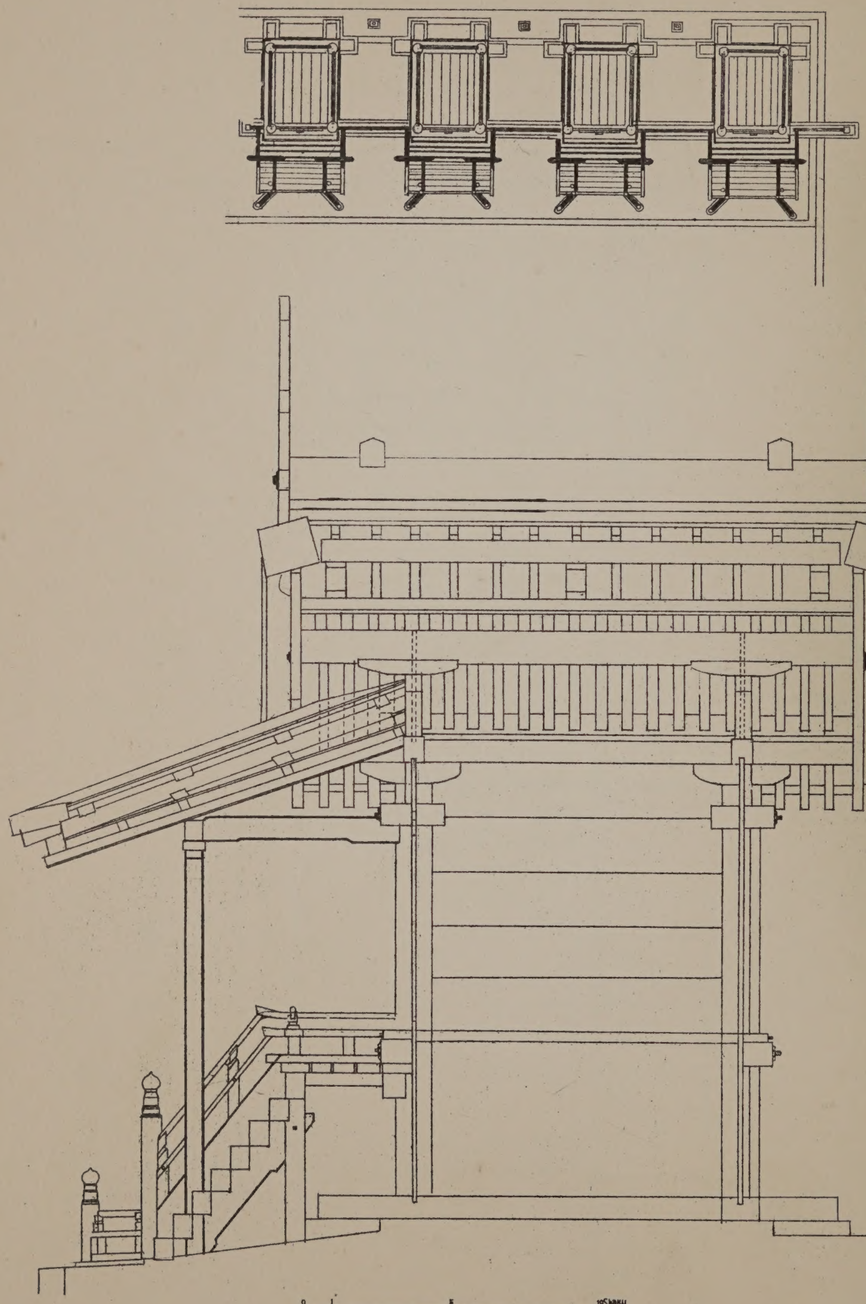
第十圖　末社造工作圖



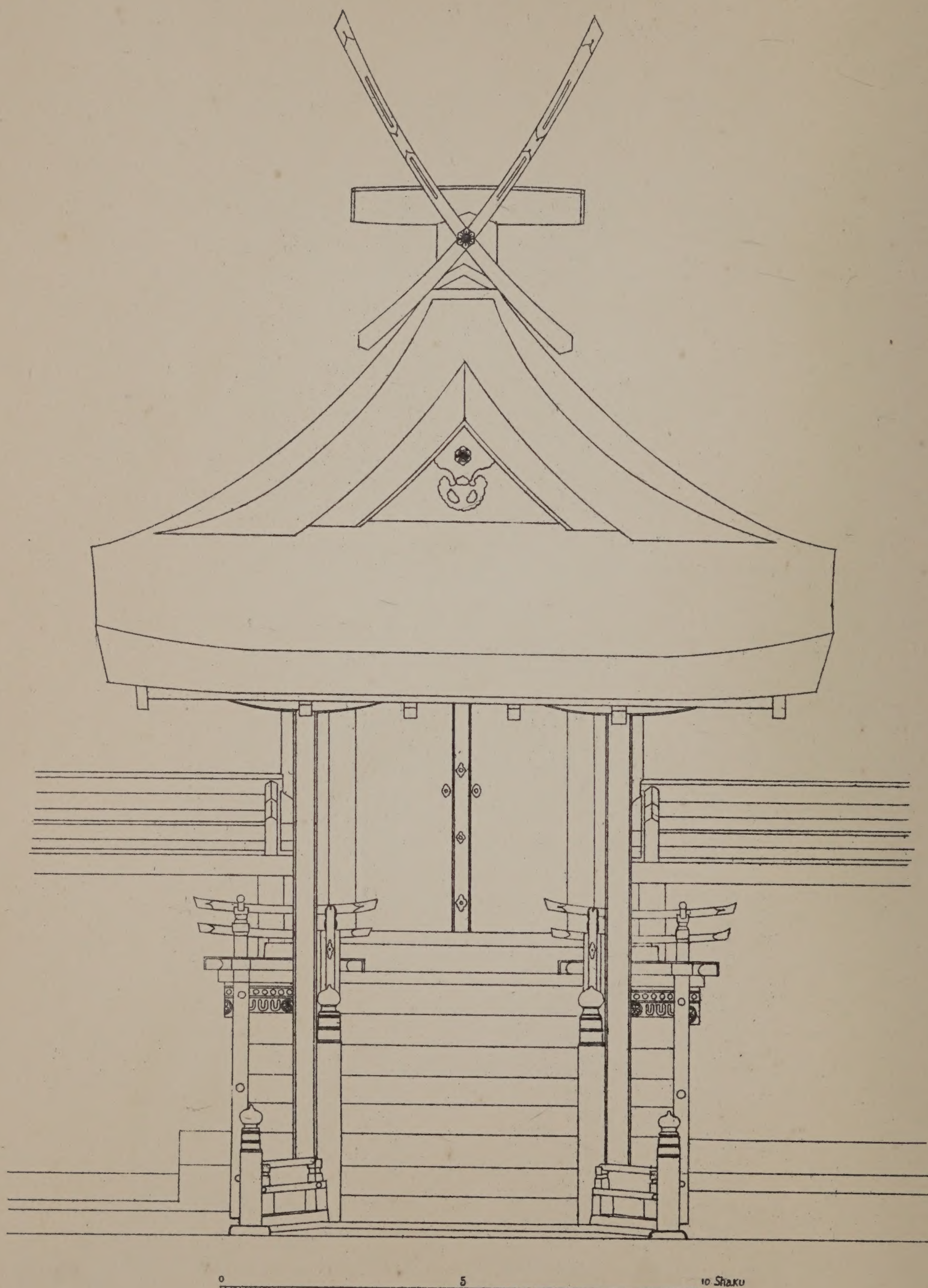
第九圖 稻荷社工作圖(一名眞田宮と稱す)



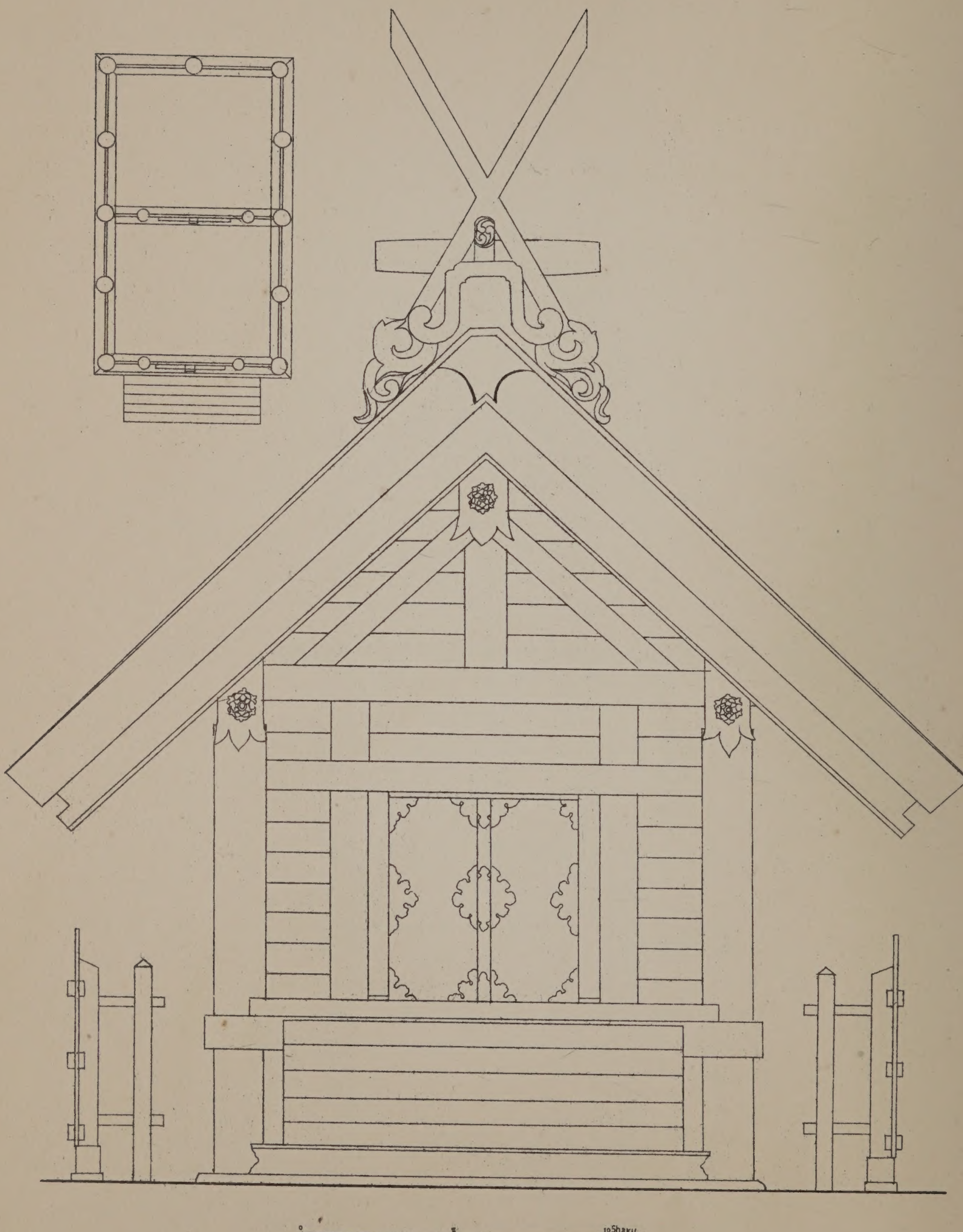
第八圖　春日神社本殿側面姿圖



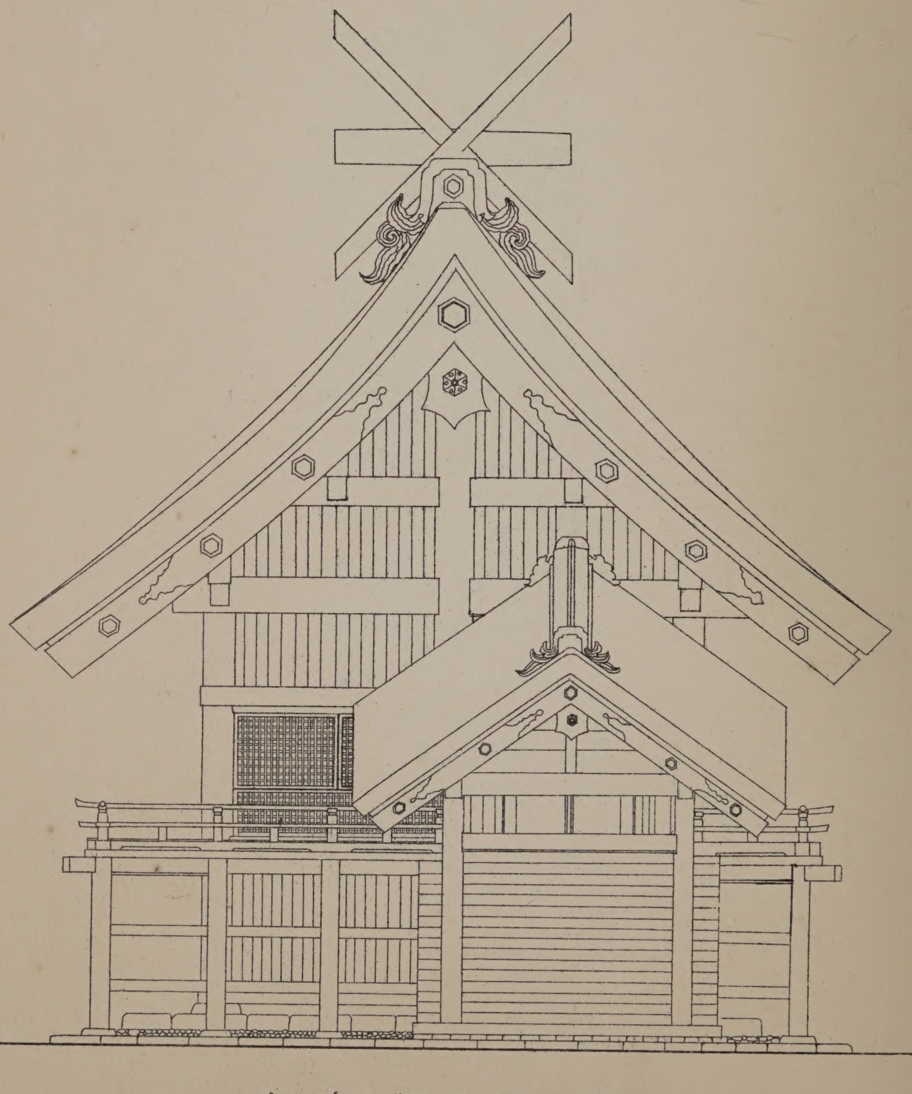
第七圖　春日神社本殿正面姿圖



第六圖　住吉神社本殿正面姿圖

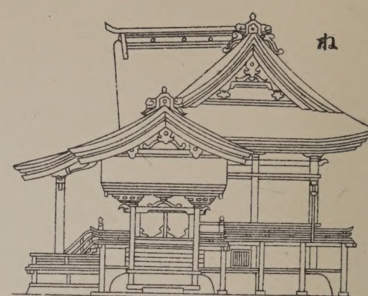


第五圖　出雲大社本殿正面姿圖



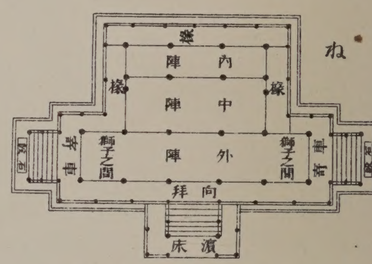
第四圖 各神社姿圖

ね



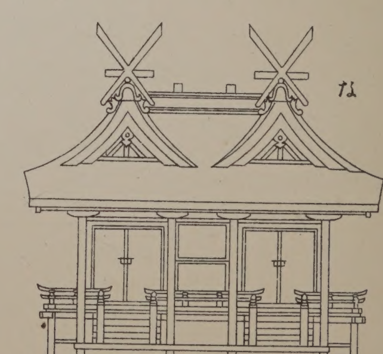
官幣大社香椎宮本殿側面圖

ね



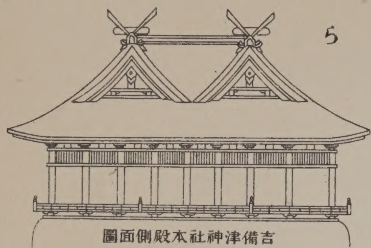
官幣大社香椎宮本殿平面圖

な



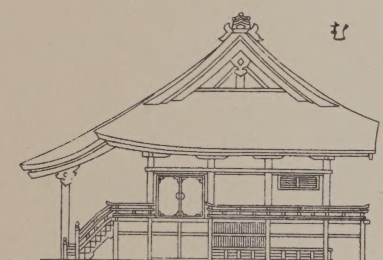
官幣大社平野神社本殿正面圖

ら



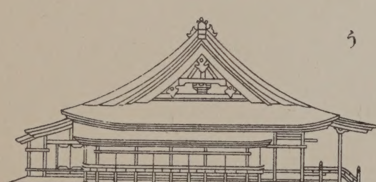
吉備津神社本殿側面圖

む



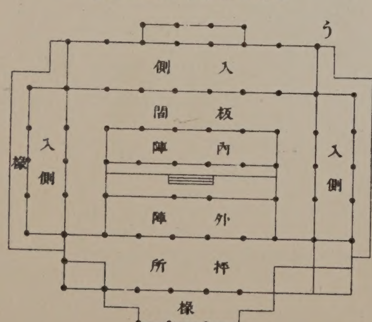
日吉神社正殿側面圖

う



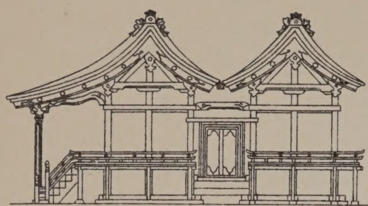
京都八阪神社本殿側面圖

う

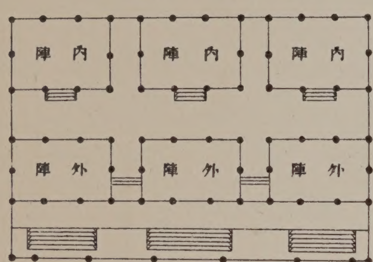


京都八阪神社本殿平面圖

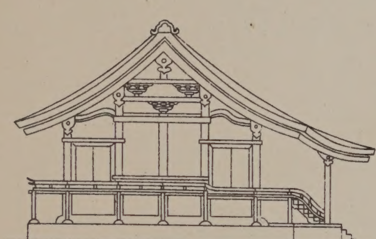
第三圖　各神社姿圖



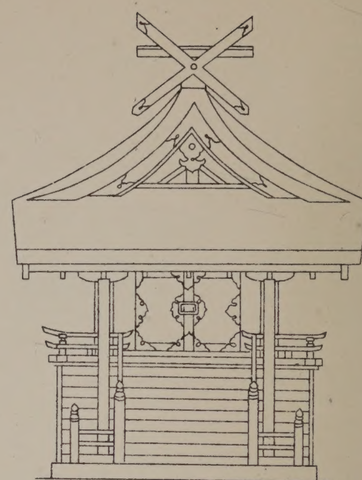
れ　男山八幡宮本宮側面圖



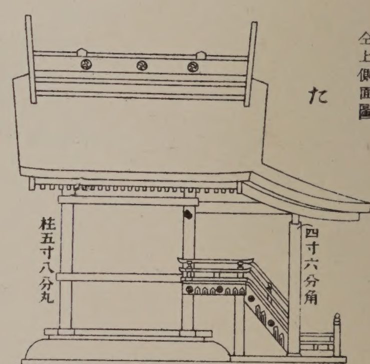
男山八幡宮本宮平面圖



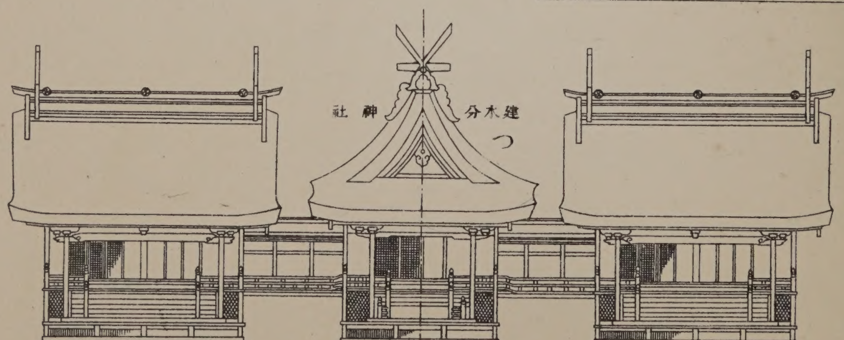
ろ　氣比神宮本殿側面圖



一間春日造（京都吉田神社本殿）前面

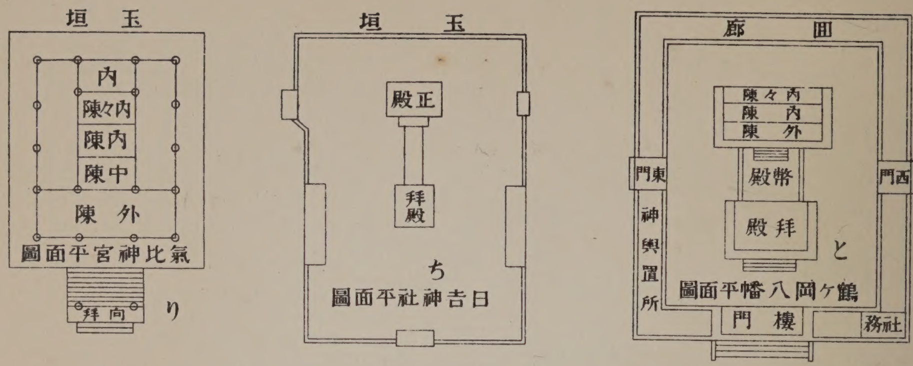


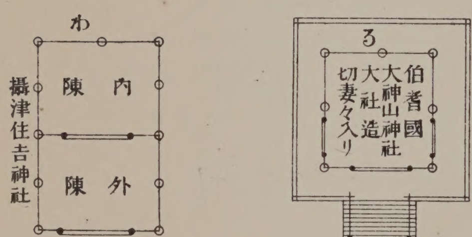
た　仝上側面圖

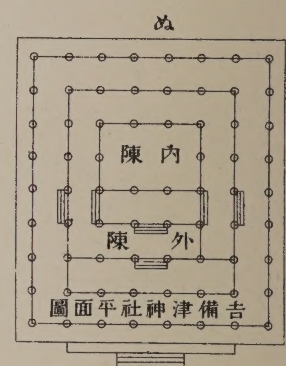


つ　建水分神社

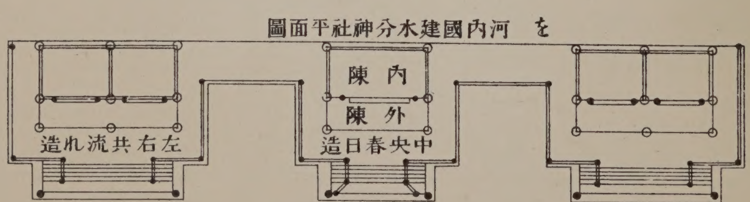
第二圖　各神社平面圖

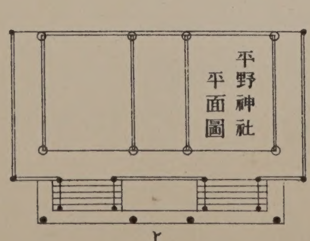


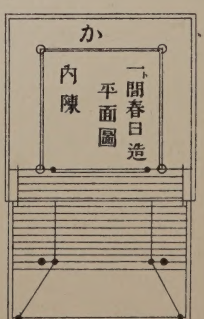




大社造は正方形前後切妻々入り○住吉造は長方形前後切妻々入り○神明造は長方形左右切妻平入り○春日造は正方形正面入母屋妻入り向拜付○流レ造は正方形又は長方形平入り向拜付○日吉造は入母屋平入り向拜及後面スガルあり○八幡造は內陳切妻外陳流れ造平入り○權現造は本殿、相の間、向拜を連結す○八ツ棟造は權現造の拜殿の左右に翼あり

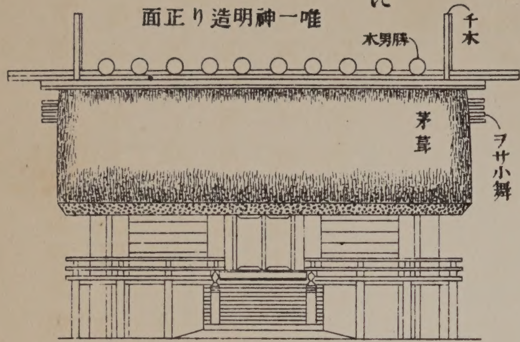




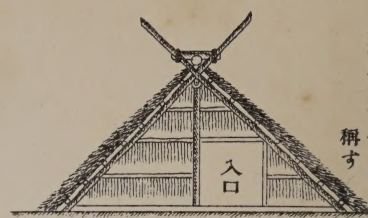


第一圖 我國最古之宮造

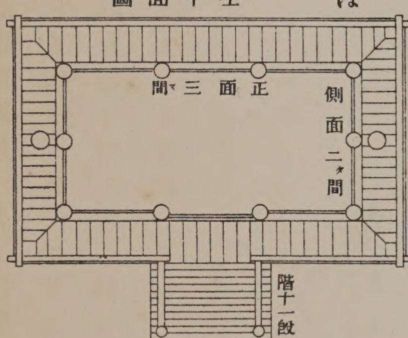
に 唯一神明造り正面



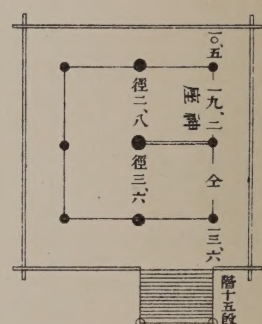
い 天地根元宮作りと稱す



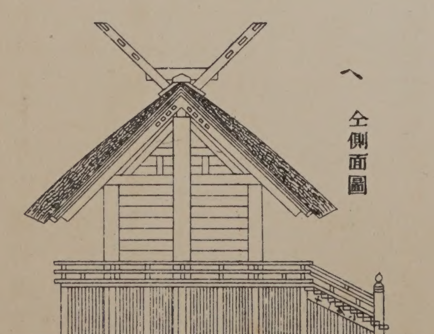
ほ 全平面圖



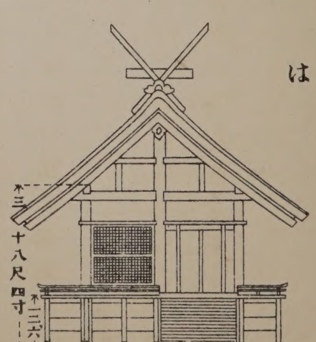
ろ 大社造平面圖



へ 全側面圖



は 全正面建圖



同上下方の圖は繪振板の格好を示す此使用場所は多く門脇塀の屋根の取付等の木口を隱す繪樣とす中央の上圖は切掛魚と稱して切妻門等に的する格好とす同上下方の圖は海老虹梁の本柱に取付く方の繪樣其他格好を示す、尙左方上圖は持送りの圖にして其格好は同上板巾を四等分し其高さを六倍として作るを普通とす同上下方の圖は柱に虹梁を取付くる仕口及柱の面の取方にして圖の如し。

以上各種の繪樣は何れも關東風のものにして此意匠を立川流と云ふ何れも參考に資す

第一十九圖　西京風鬼板掛魚

本圖の格好は西京風の繪樣にして之を建仁寺流と稱す其の意匠最も穩やかにして時今此風を好む人多し前第二十二圖より第二十八圖に至る各種の裝飾物は皆關東風の立川流にして何れの繪樣も强剛に見ゆれども其當時德川氏の威嚴につれ建築物の裝飾も圖の如き格好が流行せられたるべし之本圖は西京風と關東風摸樣の比較を對照の爲に參考圖として挿入せり。

本圖中(甲)の意匠は眞體と稱して其意匠最も嚴格なるを示す(乙)は行體にして(丙)は草體と云ふ。何れの物體にも眞。行。草。の三體ありて甲より乙及丙と順次に其意匠を落し其建物に相當する意匠を採用するものと知るべし。

第二十七圖　各掛魚

掛魚は破風板上み中央下端の所に裝飾的に下垂する彫刻物にして數種あれども其形狀大體に於ては同じきも其意匠の如何によりて各名稱を異にす、圖中右方のものは千鳥破風に用ふ各所に多く見る格好にして其中央の大さ破風板二枚分を掛魚と云ひ其左右二枚づゝを鰭と云ふ。總巾六枚にして上部鬼板の大さを其まゝ下にをろしたる大さなり掛魚の下りは千鳥破風の時は其破風板と掛魚の交りより破風板巾三枚分下げ繪樣彫刻をなすこと圖の如し。

同圖中左方の圖は其形ち猪目掛魚の類にして起り破風に的す其巾は前と同じきも長さは其中巾の正方形位又は破風板一枚七八分位も可なり。六葉(第二十四圖上部中央の圖)の位置は掛魚巾と破風板下端との交りを中眞として其大さは掛魚巾三分の一の大さとし其厚さは極巾程として其取付仕口等は第二十七圖下方中央の圖に示す如くにして同所菊座の大さは六葉の巾二分の一にして同厚さは極巾二分の一位とす。

樽の口大さは菊座の半分にして長さは極巾程出して其鼻の大さは本の直徑の四分の一を增すものにして其取付方は掛魚を通して其裏面に鼻栓止めとなすこと圖の如し。

第二十八圖　各種繪樣

圖中右方上圖は三ッ花掛魚にして千鳥破風に的する格好とす其大さ等は圖に示す如し

第二十四圖　各蟇股其他繪樣

蟇股各種の圖にして其下方の長さは棰八技或は下底より斗の上端迄の高さの三倍とす仝じく圖中上方左の圖は虹梁下端の繪樣に用ゆ之を鋓楣の唐花結と云ふ中央は掛魚中の六葉の圖を示せしものにして其大さ等は木割中にあれば參照すべし。

第二十五圖　各種木鼻

本圖は各種木鼻の繪樣にして意匠は圖の如し圖中右下方の圖は三ッ斗組六技掛の棰割を示したるものなり

第二十六圖　各種鬼板

本圖は各種鬼板の圖にして此鬼板なるものは棟の木口を隱す裝飾物なれば其建物によりて格好を撰むべし千鳥破風の如きは眞體風の嚴格なる格好も良し又御所棟鬼板は最も嚴格の仕方となすこと第二十六圖中右方上圖に示す如し。

鬼板の大さは何れの形ちを問はず其建物の破風板腰巾二枚の正方形にして其左右の足元は二枚づゝとし總巾破風板巾の六枚とす御所棟鬼板の上部左右經卷の直徑は正面巾の五分の一とし中央の分は其二分增とす何れも鼻に至りて直徑十分の一以上の增及反りを付け同上鼻の長さは下端に於て其直徑程として三寸勾配に切る同所〆筋の巾は鬼板巾の十分の一として其厚さは巾の八分とし其位置上みの分は鬼板上端左右の角より其二本分下りたる所とす各〆筋の明きは其一本半として二寸五分勾配位に打付くる事圖の如し。

は柱の八分全成は巾の裏の目位とす又柱の面の大さは其直徑十六分の一位にして丸桁下端の面は十八分の一位 す。

第二十二圖　合掌鰭

本圖は倭繪樣の合掌鰭の詳細圖にして此彫刻物は入母屋又は流造等の妻飾中太平束の左右に蟇股樣の繪樣にして本書挿入圖中の各流造の妻飾を參照すべし。

第二十三圖　各種虹梁

本圖は、立川流各虹梁其他の彫刻物の繪樣にして其各部大さ等は前木割を參照すべし。

虹梁の作り方は其兩端に於て柱と接する部分、表面下方を袖切楣と稱するを虹梁成程の長さに決り欠き尙之より下端線にて成の七八分隔てゝ此所を下渡り袖と云ふを置き之より本楣を欠く其仕方は成を十分して其一ッを削り捨て之を捨楣と稱す。(圖中下端に於て弧線をなす) 其上方十分の一又一半とを二段形繪樣に剝ぐべし、其仕方は圖の如し而して袖切楣の上端に於ける丸身の長さは袖切と同じにてし柱に取付く所の高さは其成の十分の八となすこと圖の如し。圖中右下方の圖は海老虹梁にして向拜の柱と本柱とを繼ぐ梁にして其格好圖の如し。尙中央の圖は破風板尻の繪樣にして其鼻の長さは其板巾の十分の八位にして圖の如く作る同上楣の欠き樣は三筋欠く時は之を七ッ楣と稱して板巾を二分して其二分の一を尙七分して下方より二、二、三の割合にて三筋に欠く事圖の如くすべし。

組入れ一部分を敷面殘餘の二部分を下方繰形とす枠肘木巾大斗巾の三分の一成は巾に二分增し卷斗、巾極二本と小間一ッ成は巾の五分の三、造り方大斗と同じ實肘木、枠肘木巾の正方形大角斗卷斗巾の八分の十、爪は巾の十分の一方高さ卷斗の割と同じくして繰形を施す事圖の如し方斗角斗巾の十分の九高さ卷斗と同じ通り肘木成下端に三分增し隅肘木巾。枠肘木巾に二分增し成枠肘木及通り肘木と同じ。

斗組に略割あり　大斗の巾十分の六を卷斗の大さ其巾の三十二分の十を極巾の大さとす例へば大斗巾を一尺とすれば卷斗巾は六寸、極巾は一寸八分七五、成二寸二分五となり極二本と小間一ッは六寸即ち卷斗の巾たるべし、但し此割にては大斗巾二十分の一位大なるものとなれども之は別に差支へなし。又極の大さを大斗より定むるには大斗巾を五六に割り其商を極巾の大さとし成は巾に二分增しとす。

舟肘木の仕方

舟肘木の工作は其肘木の成を柱直徑の十分の八にして其長さは柱五本分か又は其極八枝位とするもあり其取付仕口は柱左右に肘木の成二本づゝ出す又柱左右に仝柱二本づゝ出すもあり其前面の出は柱直徑の十分の一だけ柱面より內部に入て仝上壁の中には三四分位塗込む程の厚さとして柱へ蟻掛に仕合すべし丸桁下端との仕口は柱左右に二本の太枘を立て取付肘木は其成の二十分の一位の面取りとす隅の肘木の仕口は仝上柱外方への出は肘木成の一倍半位出し仝上丸桁の鼻長さは肘木より一寸以上延すべし而して丸桁巾

第十四圖は高欄の仕方にして其高さは同建物の極成の八倍にして地覆の大さ極成二本分の正方形にして隅及平共立足束の眞より地覆の大さ二本又は二本半離れて水繰を附す其水繰高さは成の五分の一又は六分の一位立足束及斗束共大さ地覆の八分角半桁巾地覆と同じくして成は極の成程上み斗形は三ッ斗割にて定むべし架木は極成一本二分の丸鼻の反りは其直徑の二分の一にして上端に十分の二の増しを付く、地覆と平桁との明きは極成二本、平桁と架木との明きは一本八分とす同所下方に縁側隅の各取合及椽板の出其他は伏圖に示せり。

斗組各部の割

斗組各部の割方及其工作法は第十四圖中右下方の圖は三ッ斗組の建圖にして此卷斗三個中に極六本納めとするを三ッ斗六技掛の極割と云ふ、大斗の大さは極二本と小間三ッなるを示す尚上圖は卷斗にして之の內に極二本と小間一ッを有するを示せり。

腰組の仕方は他の出組と異なる所なく只大斗を用ひず隅柱に肘木を差し各斗を組上ぐる事第十四圖の如くして本圖は椽側下に要する構造にして其高さ及各部木材の大さ等は前一間社等の木割と異ならず。

斗組各部の割に正式及略式なるものあり左に示す

斗組　大斗巾は極二本と小間三ッ成は巾の五分の三又成を五等分して其二部分を肘木に

社殿正面戸前の仕方は其社殿ごとに記せしが略式の物もあれば尙正式なる仕方を示す本柱の脇に八分の小壁を取り次に二分の方立其次に六分の幣軸又次に五分の小脇板を取り（此板は戸板に其厚さ程掛りを增すべし）中央定木の巾は四分にして戸板の上下端喰の巾も四分戸板の厚さ二分半にして戸は何れも軸釣として取付けをなす。

脇障子の割

脇障子と稱して神社又は寺院の外椽の突當りに裝飾的に設くるものにして其各部の材料大さは小脇柱の大さ本柱の六分取り上部繫ぎの成四分下端七分其鼻の出は柱外面より下端に於て同柱二本として鼻の勾配は地覆の下端外角より第十三圖點線の如く投に切り其成の十分の二づゝの增し及反りを附す。

同所上み竹の節欄間束の大さ本柱の五分半にして其高さは束の直徑三分の九とし其作り方は繫ぎ上端より一分二厘隔てゝ節を其一ッ胴を其四ッ次に節其一ッを經て上みの部分は其三ッの內一ッを兜巾形に造る事圖の如し但し何れの節の中央にも細き節を入る之れを竹の節と稱す、玉緣の成節一ッ同上巾は束の半分にして襷の成節の半分にして巾は束の四分の一其各明きは巾の裏の目程とす、同所額緣見付大さは小脇柱の十分の四半位にして其見込は見付の八分取とす、而して戸の下もの高さは高欄の平桁を其敷居代用とす。

高欄の割

て其巾下もは茅負及裏甲との和とし上みは下もに二分増しとして仝上茨鰭の位置は菖蒲桁内法の間を五等分し其一ッ内方に入りたる所とす、仝所上みに於て正面への傾斜は茅負下端前角を立水に引上げ尚茅負下端に於て棰に曲尺(かね)の手(て)、圖中點線の如く引き上げ裏甲下端に於て之れを二分して其一ッ分破風板上みを起し其前面は圖の如く丸身形に作り茅負前面と其馴染をよく取合すべし、而して破風板の厚さは茅負と仝じくす仝所内部屋根裏の茨棰の作り方も其鰭の位置は破風板と仝じ所にして其取付仕口等は圖に示す如し。

向拝正面丸桁内部屋根裏は拝殿『ヒエン棰』木口に向拝の化粧棰を仝上破風板下端の丸身に習ひ格好よく茨形(彎曲形)に造り丸桁内部に彫込其上に裏板を張るべし而して正面唐破風の丸桁上は壁若しくは立羽目張とすべし。

向拝の傍軒箕甲の反りは仝所破風板腰巾位にして仝上裏甲及破風板共の反りは箕甲の反りに習うべし、仝上拝殿の軒先各部との取合ひは本圖の如く拝殿裏甲上端より向拝の登り裏甲を其厚さ程捻子上げとして其箕甲の格好を作れり、仝所棟の取付けは入母屋下た前包の下端に棟瓦の納まる様になすべし。

『注意』唐破風及軒唐破風共に其正面の格好は其彎曲の度合緩急によりて異なるものにして其建物地盤の高下により三寸以上四、五寸位の勾配を引き上げ正面の格好を作る本圖は其敷地との釣合上六寸勾配とせり而して其上み前面えの傾斜も化粧勾配に直角線と仝足より垂直線を引上げ裏甲下端に於て二分して其一分を起したり又三寸勾配の時は其勾配と仝じに傾斜するも良し。

口脇にて四寸七分とし其裏板以上約六寸位にして一尺一寸以上のものを使用するものとす、裏甲鼻の厚さ二寸五分巾茅負前面より茅負巾程出すべし、小屋中各部材料大さは其建物相當の力ある物を各自に定むべし。

向拜建地の高さ拜殿布石上端を双盤上端とし同上より皿斗の下端迄十尺にして皿斗の成三寸八分巾一尺一寸七分（大斗巾と同じ）にして皿斗の下端迄高さ十尺同上斗組總高さ一尺八寸八分にして丸桁の成一尺巾六寸五分にして總高さは十三尺二寸六分とす、同所虹梁の大さは前と同じにして皿斗の下端に於て柱に大入れ蟻掛とす、同所菖蒲桁は丸桁上端より三寸位上げて其上端と定め同所より化粧棟木の上端迄尙二尺六寸上りとし又地棟上端迄一尺二寸上りとし圖の如く工作す。

菖蒲桁大さ巾五寸五分、成八寸五分、化粧棟木巾六寸五分、成六寸にして圖の如く棰の腰掛決りをなす地棟は松丸太末口一尺以上の物を杣削りして使用するを可とす、同所化粧棰、茅負其他の大さは拜殿のものと同じ、而して菖蒲桁及化粧棟共圖の如く引鐍鈷にて拮木を通して込栓を打ち堅むべし。

軒唐破風板正面の格好及其長さの定め方は第二十一圖中上圖の右に柱眞とあるは拜殿中の間左右の柱にして此の柱間を五分して其一ッだけ內方に入りたる所を菖蒲桁の位置と定め其下端は茅負下端と仝じにして仝上破風板は菖蒲桁下端より三寸上り位の所を破風板下端として其右方は茅負に取合す仝所中央の彎曲形の格好は菖蒲桁眞と破風板下端との交はりより六寸勾配を點線の如く引上げ其中眞に合する所を破風板上端と定む、而し

間の柱眞々十二尺八寸八分づゝにして榧は二十八技づゝ同上側面の柱眞々十三尺八寸づゝにして之れに榧を三十枝づゝ納めとす向拜の柱眞々十五尺一寸八分にして拜殿中の間と同じ同所前面の出は拜殿柱眞より十一尺二寸七分にして此間榧二十四枝半納めとなる

拜殿軒の出は地榧七枝『ヒエン榧』四技半にして向拜の地榧六技『ヒエン榧』四技にして其化粧勾配及拜殿引渡シ勾配及榧割等は圖中に記しあり。

一地建割、木割、拜殿の柱七寸二分角、向拜の柱八寸二分角とす。

一地形は平地より高さ二尺五寸の土壇を築き布石高さ地上五寸見出しとす。

一化粧榧の大さ巾二寸一分成二寸五分とし此一技歩は四寸六分にして之れを標順として各部の材料大さを定むるを規定とす、本建物の柱は規定より小なり。

建地の高さ布石上バに土臺成六寸巾七寸五分を据廻し同上上バより腰長押下バ迄二尺二寸長押の成五寸六分同上柱よりの出は一寸一分（長押の成五分の一とす）敷居の成二寸同上中央框の成七寸六分同所内法高さ六尺四寸其左右内法高さ五尺八寸、鴨居の成二寸二分内法長押成六寸、中央虹梁の成一尺一寸巾七寸五分、同上正面に丸身を付け彫刻す、長押上バより頭貫の下バ迄二尺四寸頭貫の成六寸八分厚さ二寸四分臺輪の成三寸三分、巾九寸大斗巾一尺一寸七分（榧二本と小間三ッの割にして成は巾の五分の三にして各部の割は斗組の所を參照）本斗組の總高さは一尺五寸にして丸桁の成一尺巾六寸二分建物の總高さは土臺の下バより丸桁上バ即ち峠迄十五尺二寸とす。

化粧榧の成二寸五分巾二寸一分、茅負及木負共成四寸四分巾四寸二分楯の巾四寸二分成

立べし。

幣殿布石は拜殿と同斷各部高さは前木割の所を參照同所床高さ拜殿と同高さ床板前と同じにして拭板張とし屋根勾配二寸六分とし同上屋根裏を表はし天井代用とす、軒先茅負及極共圖の如く反らせ本殿茅負に取合せ同所軒先裏板は本殿茅負前面に小穴を作り張り立て其内部の三角形の所は竪羽目張とす。

本殿土臺下側石巾一尺高さ仕上げ七寸づゝ四段積重ね其他各部の大さは前木割中參照社殿外部は厚板の落し羽目にして床板天井板共本實張りの鏡天井にして內陣奥行三尺六寸、本殿同三尺四寸とし両所共板唐戸を立つ其構造は戸前の割の所を參照すべし、尙鬼板掛魚、蟇股、虹梁其他彫刻物は其部分の圖及說明を參照すべし。

第二十一圖　向拜軒唐破風

本圖は權現造の社殿拜殿と向拜の取合せ側面切斷工作圖にして本建物は先年某所に新築せし社殿を示す、建物の格好は拜殿正面三間、側面二タ間、屋上正面及側面共に千鳥破風を三ケ所掛け圍周に高欄付の椽側を設け向拜は何れも軒唐破風造りにして其構造は三ツ斗組二タ軒本繁極にして材料は見へ掛りを全部及內部平格天井共欅材とす。

建物大さ、建地割、木割及構造等を略記す

拜殿の大さ正面柱眞々十五尺一寸八分にして之れに極を三十三枝として其左右の二タ

一　向拜の柱は七寸角にして同上面の大さは直徑を十分して其一つを凡帳面に取べし。

一　拜殿の柱は五寸八分角にして同上面の大さは柱の約二十分の一位にして面(ツラ)三分位とし幣殿の柱は五寸角同上面の大さは直徑二十分の一位を可とす。

一　向拜虹梁の大さは前建地割の如くにして柱內側は六、七分位の面內納めとして正面は柱面とし同上袖切椙の所厚さは柱の十分の八とし此分は柱に大入に仕合す、虹梁見付は少しく丸形(カマボコ)に(フクラシ)圖の如く彫刻をなすべし。同上木鼻は成虹梁より多少高くし厚さは柱の八分、長さ柱の一本半位とし圖の如く作り柱に大入及蟻掛に仕合す同上柱上み斗組等は前記の如くして丸桁との取付仕口は柱三分の一位の重柄を作り長さは枠肘木下バ迄とし此內部に徑四分位の鉄ボールトをハゴ板形に作り木捻子にて取り付け組物の中眞を通して丸桁上バにて締め付け同所蟇股高さは斗組によりて定め長さは同所棰八枝とし同厚さは棰の成に二分增しとす。

一　海老虹梁大さ前記の如くして前後の取付けは五、六寸位づゝ隔て圖の如く曲りを付け向拜の取付けは斗組中枠肘木を作り出し其一方は頭貫と取合す、向拜の屋根裏は棰に少しく反りを付け化粧屋根裏とす同上両側面破風の構造は前述の如し尚高欄は登り及平共高欄の構造等總て左の木割中高欄の部參照すべし。

一　拜殿各部高さ及大さ等は前建地割中にあれば略す。同上床板厚さ正一寸板の合決り張にして同所天井は丸桁を廻り緣代用に其下バより二寸四分位上りて小穴を作り廻緣とし竿緣は一寸八分角を猿頰形に作り一尺五寸間に入れ板巾一尺二寸位のものを張

し本殿軒高さは前に記したるも尙之れを細分すれば側石(地形石)成七寸のものを四段積上げ土臺下端とし同上土臺成六寸巾七寸五分、本柱直徑七寸の丸柱にして同所土臺上端より腰長押下端迄三尺八寸、腰長押成五寸六分、敷居の成二寸二分、胴羽目高さ五尺八寸、板厚さ一寸付鴨居成二寸二分、內法長押成六寸、小壁の高さ二尺、丸桁成口脇にて九寸以上合計十四尺寸にして棰の大さ幅一寸八分、成二寸二分茅負木負共巾三寸四分成三寸六分、裏甲鼻厚さ二七寸二分、巾七寸にして出は茅負前面より三寸六分とし登り裏甲は上みの厚さ二寸五分とす、同上豕扠首(いのこさす)見付三寸見込二寸五分を曲尺勾配に取付破風板厚さ二寸二分下も巾八寸上み巾九寸六分にして萓地の厚さ土居萓上端より四寸を唐草瓦上端とす、同所前面椽側高さは腰長押下端を椽板上端とし『キザ橋』五個を作ること圖の如し。

拜殿椽側高さ布石上端に高さ四寸五分の沓石を置き同上端より椽板上端迄二尺七寸とし高欄高さ一尺七寸六分にして其各部割合は次の高欄及脇障子の部を參照すべし。

社殿權現造略仕樣

各部大さ高さ及木材の大さ等は前記の通りとす。

一　社殿の敷地は平地より高く土壇を築き其地質相當の地形をなすべし。

一　拜殿及幣殿共の地形は土壇上地面上端より高さ四、五寸位の緣石を廻し其上へに高さ六、七寸の地覆石を据へ廻し尙本殿地形は圖の如く四段の石を積上ぐるを良しとす。

一　向拜の双盤(沓石)は巾一尺五分高さ五寸を双盤形繪樣繰形をなすこと圖の如し。

母屋納めにして其仕方は流れ全長の三分の一程軒先より內方に入りたる所を破風板の前面と定め其上み外方へのかたむきは同板厚さ程か又は其中央立ち上り一尺に付き七分(寸法位とし化粧棟木差母屋等の木口に杓子柄を造りて取付をなす而して其高さは正面破風板上み裏甲の上ばと同上野極の上バと等しくして同所下もは野極下バを裏甲上バと定め同上より棟迄引渡し勾配直線を引上げ其中央に於て破風板腰巾の十分の八程の反りを付くこれ其箕甲の反りとなる其仕方第二十一圖參照同上鬼板掛魚等の大さは各繪様の部を參照同所前包は成ィ破風巾の七分同厚さ四分とし同上成を三分して其一つを雨負とし其深さ三四分寸法位の決り欠きを付くこれ裝飾なり同所木連格子大さは其掛魚巾內に五本納めとなすを普通とし其仕方、掛魚巾を九、八に割り其一を格子見付の大さとし同見込は見付の八分取りにして同上明きは見付に二分ましとす、同上貫の巾格子見込と同じくして其明きは格子の明きと同じ貫の厚さは格子見付の三分の一とす、其組方は內面を『サスリ』に組合すなり。

幣殿土臺は拜殿の土臺と同じにして柱大さ五寸角。床の高さ拜殿と同じくして左右窓高さ拜殿敷居上バより窓腰長押下バ迄一尺九寸五分同長押の成ィ四寸八分同所敷居の成ィ二寸窓高さ內法三尺五寸、鴨居成ィ二寸、內法長押成ィ五寸、小壁の高さ二尺五寸、軒桁成ィ六五分、同所極其他拜殿と同じ外部の窓は角連子と稱して㊀圖の如く內部は平均に外部山形としたる格子建とし其內部に戸を建る同所化粧軒先は本殿の茅負迄幣殿の茅負を反らせ尚極も捻子上げとして同所の裏板を本殿茅負正面の小穴に取付る事第十八圖の如くすべ

を据え土臺を置き渡し柱の大さ五寸八分角それ以上建地の高さを細分せれば土臺の成六寸巾六寸六分同上より腰長押下端迄高さ一尺六寸八分同所に成一寸八分の蹴込板あり腰長押成四寸五分同所敷居の成二寸同所入口差敷居成六寸五分巾五寸二分同上内法高さ五尺八寸鴨居の成一寸八分内法長押成五寸、小壁の高さ二尺二寸、頭貫成五寸、同所上へ小壁の高さ九寸、舟肘木成四寸六分、厚さ二寸、長さ二尺四寸二分、丸桁の成九寸二分とす。以上軒總高さ十四尺五分にして化粧桶大さ成口脇にて四寸巾三寸六分にして同上裏板上六寸増しとし化粧桷大さ巾一寸八分、成二寸二分、茅負巾三寸四分、成三寸六分、裏甲鼻厚さ二寸二分、巾七寸にして茅負前面より三寸六分出其鼻(隅の方丸桁眞より外方)茅負は其成の一分半、裏甲は同成の十分の一の増しを付け同上瓦棧平の分成一寸隅一寸三分のものを裏甲上端鼻より八分以上一寸内に打付くべし。

舟肘木の作り方は柱の左右に肘木成二本づゝ出し其鼻成を五分して其二分を圖の如く丸形に作るべし。仕口は柱外面より柱直徑十分の一又は十二分の一位内方(柱内部)に入れ柱に蟻掛に取付け丸桁との取付けは二本の太枘を立之に肘木をはめ合す。

隅の柱に取付肘木は柱より外方鼻長さは肘木の成の裏目程延し組合せ取付、同所丸桁の鼻は尙肘木より一寸以上延すべし。

本建物化粧桷の間は平の分七寸五分間とし丸桁眞より外は七寸八分間打ちとす。

屋根引渡し勾配は裏甲鼻上端前角より六寸五分勾配を引上げ平屋根の『タルミ』は其流れ百分の三(流れ一尺に付三分の割合ひ)程中央に於て反らせ同所入母屋破風の掛方は三ツ

老虹梁成ィ八寸巾六寸にして圖の如く作る同所構造は丸桁下端に三ツ斗組物を置くこと圖の如くにして大斗大さ巾八寸四分（同所柱に二分増し）成五寸四分枠肘木大さ巾二寸九分成三寸五分、巻斗の大さ巾五寸一分成三寸一分實肘木大さ二寸九分角にして其作り方は三ツ斗組を參照すべし。同所正面虹梁の作り方は其左右柱より虹梁成程の袖切を取り其厚さ柱の八分同上より楣の止りまで虹梁成の十分六七位の明きを取り此所下渡り袖と云ふ同所より楣を欠く其仕方は虹梁成を十分して下端より一分の捨楣を欠き以上一、一半の二段に欠き取ること第二十三圖の如し同袖切の上みは圖の如く十分の二程の丸形に削るなり同所木鼻成虹梁と同じ巾柱の八分にして海老虹梁は向拜柱上みは枠肘木を造り出すか又は枠肘木と繼合せ拜殿の方取付方は頭貫と取合すこと圖の如し。向拜棰の大さ巾一寸八分成二寸二分茅負及木負共三寸六分角裏甲鼻厚さ二寸二分巾茅負前面より茅負程出す、同所地棰は茨棰に造り（反り形）拜殿の『ヒエン棰』と取り合す、同所両妻素輕破風板大さ巾下もにて柱の八分（五寸六分）上み巾七寸五分位とし同所箕甲の反りは破風板巾の八分位とし圖の如く反り形を作り拜殿軒先に取り合すなり、素輕破風とは普通多くある傍軒の棰形上への箕甲に反りを付けたるものを云ふ住宅の椽側等の傍軒にも此構造あり。

『注意』　虹梁、木鼻、鬼板、掛魚其他各部繪様は卷末各繪様の所を參照すべし。

拜殿幣殿共建地割各部材料大さ及構造大意

拜殿地盤より高さ五寸の布石（緣石）を据廻し其上に拜殿地覆石（土臺下石）高さ七寸巾一尺

一　拜殿の構造は一ト軒にして軒の出三尺一寸づゝとし兩妻に入母屋千鳥破風を掛くる其構造法は第二十圖及説明中破風造の部參照。

一　幣殿軒の出三尺づゝ一ト軒にして本殿正面『ヒエン』茅負に取合すこと第十八圖の切斷圖に見る如し。

一　本殿前後共二タ軒にして地棰二尺『ヒエン』棰一尺六寸とし傍軒の出四尺づゝにして屋根勾配上み前後共九寸づゝ中五寸づゝ『ヒエン』勾配二寸とす。(何れも切斷圖參照)

一　幣殿化粧勾配二寸五分にして屋根裏天井とし同所上は野地勾配四寸五分とす。

一　拜殿化粧勾配三寸二分同上引渡し勾配六寸五分とし同所屋根平の『タルミ』は其片流れ長さの百分の三にして破風板は三ツ母屋納めとして全部瓦葺とす。(第二十圖參照)

各部軒峠の高さ(即ち建地の高さ)

一　本殿軒高さ土臺下バより丸桁上バ即ち峠迄十四尺七寸同上側石高さ四段積上ぐる。

一　幣殿軒高さ土臺下バより軒桁上バ迄十二尺九寸八分とす。

一　拜殿軒高さ土臺下バより丸桁上バ迄十四尺〇五分とす。

一　向拜軒高さ沓石上バより丸桁上バ迄十二尺とす。(建物の格好は第十七圖側面圖參照)

各部木材大さ

右向拜柱の大さ七寸角同上虹梁の成一尺巾六寸五分にして同所丸桁成九寸巾六寸同海

第十五圖　社殿權現造平面圖

本圖は編者が先年崎玉縣某所に新築の設計圖にして權現造社殿の簡單なる建物なり其工作圖五枚を挿入し建物大さ其構造木割及建地割等の各部詳細(現寸)を記し以て參考に資す。權現造の形式は向拜付き拜殿。幣殿(石の間)本殿共を連結したる建物を云ふ。

建物大さ

一　向拜柱間眞々九尺、奥行四尺二寸、同上に『キザ橋』五段を設く。

一　拜殿桁行三間梁間二間にして其周圍に出二尺七寸五分づゝの切目縁側を三方共廻し同上高欄を附けたり。

一　幣殿(相の間)巾九尺奥行二間及同所と本殿の間は巾五尺奥行四尺に『キザ橋』五個(五段)及登り高欄共附す、同上側面窓の外部は角形連子立とし内部に戸及障子建とす。

一　本殿桁行十尺梁行七尺にして其內部を內陣本殿の二タ間に別け其前面には出二尺四寸の切目椽及高欄共を設く。

屋根の構造

一　向拜前面軒の出二タ軒にして地棰の出二尺四寸『ヒュン』棰の出一尺六寸にして左右傍軒の出三尺づゝとし素輕破風造りとして傍軒を飾る事第十七圖の如し。

及脇障子等の詳細を示す屋上の知木勝男木の木割は第十二圖の說明中にあり又本圖の斗組は出組にして同上妻飾りの合掌䉼の詳細圖は第二十二圖を參照すべし。

第十四圖　社殿流造腰組參考圖

本圖は第十三圖の椽側の構造を美術的に腰組となしたる圖を示す腰組の構造は本圖の如く大斗はなくして柱に肘木を差組上げ其高さは三手先組となすを普通とす屋根は檜皮葺にして此屋根下地の構造は銅板葺の時も同じ仕方にして左に其工作法の大略を記し以て參考に資す。

屋根軒付けの仕方は其厚さ裏甲上端より高さ柱の八分位の厚さを取り此内下軒付板厚さ八分長さ一尺位の物を裏甲より其勾配を早くする爲裏甲上端内側に小桟を打ち此下付板勾配を三寸以上とし裏甲鼻より三寸位出し裏甲上端に打ち付け其以上板厚さ四五分長さ七八寸の物を八枚位重ね同板に名々釘を打ち付け其前面のかたむきは三寸四分勾配位を可とす而して尙唐草となる鼻横木の高さ二寸位其前への出は二寸五分位とす此屋根下地は銅板葺の下地にして其正式なる仕方は軒付下板の上端に當る所に野極を打これに野地貫を打土居葺を施し尙土居葺上に地胴縁裏板此板は横板使ひなれば堅胴縁又堅板張なれば胴縁は横に打ち其上に銅葺板下地の裏板を張るものにして之を正式とするなり又檜皮葺の時も屋根軒の厚さは其建物柱の七八分位となすを定式とす其仕口は此の如くなして上は野地を作り之に檜皮を一寸以上一寸五分又建物大なれば二寸位に葺もあり。

法長押、頭貫、臺輪を順次に置き(大さは前にあり)其上部は組物及勾配にて定む。

布石高さ柱の三分或は四分龜腹高さ一本半、濱椽高さ石上端より椽板上端迄柱二本半即ち石上端より五分半の地覆、一本二分の蹴込、五分の椽葛ありて二分半の板厚とす。而して板上端に三分の半長押、六分の蹴込、五分の長押を置き其上み三本六分を隔てゝ大床板上に達す『キザ橋』は此高さにして之を六つ割とし階段五個を作る、向拜の軒高さは臺輪上端を水平に引通して向拜の丸桁下端とし之より三ツ斗組の高さを取りて虹梁の位置を定むること第十二圖の如し。

正面戸前の割 柱脇に小壁六分を取り、方立三分、幣軸五分中定木巾三分、端喰巾四分、戸板の厚さは二分半にして何れも軸釣とす。

一般壹間社の如き建物は戸前即ち戸巾を初めに定め之より幣軸、法立、小壁を順次に極めて本柱の眞々何尺と得る事便利なり。小社にして其宮何尺戸前と稱するは此仕方なり。本文中何分とあるは本柱直徑を十分して其一つを一分としたるものなり。

神社建築は其設計者により多少格好の異なるも其屋根勾配の緩急にあるのみにして其構造上は同一なり第十圖末社造りの社は簡易なれども屋根は流れ造りにして何如なる大社も其構造法に變りなきものと知るべし。(戸前の構造法は此所に記しあれば他は略す)

第十三圖　一間社流造側面姿圖

本圖は前の第十二圖の側面と大同小異の社殿にして其木割法も又同一なり本圖は高欄

下も八分同所斗の大さ大斗の八分同上肘木は枠肘木の九分同所の木鼻及蟇股等の大さは格好により其大さを作るべし。正面蟇股下もの長さ棰八枝厚さ棰の成程(第廿四圖参照)同所斗の大さ前と同じ軒桁成外角にて柱の八分下端同じく六分棰の大さは棰割にあれば略す。

破風板腰(腰とは其長さの中央の幅)巾は本柱と同じ上み二分の増しを付け厚さ棰の成程茅負棰巾二本の角裏甲成棰成程左右の登裏甲は上みに一分乃至二分の増しを付け外側えの出は破風板の面より棰巾二本として平と隅との取合を留となす、葺地厚さ柱の八分軒先きの出裏甲の出と同じ、鬼板台高さ破風板腰巾の四分其箕甲にかゝる分は多少高くなるべし、鬼板大さ破風板の腰巾二枚の正方形左右の足元は二枚づゝ總巾六枚の大さ上仝の厚さ鬼板正面巾の三分の一、箱棟屋根板厚さは本柱の四分の一にして上み棟の直徑鬼板巾の三分の一、鼻の反り及増し二分長さは圖の如く延ばして三寸勾配に切る。

『注意』鬼板の割は如何なる建物も此仕方なり。

知木勝男木 本建物に知木勝男木を上ぐる時は其大さ知木の巾は上みを破風板腰巾の八分とし下も六分厚さ破風板と同じ之に風穴三個を附す、風穴の厚さ知木の巾三の分一長さ巾の八分とし知木の長さは鬼板足元の先を垂直に引上げて定む其勾配八寸位中央以上に少しく反りを付く勝男木長さ柱六本位中央の直徑柱と同じくして両端を其八とす、其格好は第十三圖如し。

建地割 布石上端より大床(椽側の事)板上端迄柱七本半、板上端に地長押寄せを入れ上み胴羽目の高さ内法本柱五本とし羽目は横板にして柱中に落羽目とす、上みに付鴨居内

た間なるは二間社にして本圖は三間社を示す其木割に至りては前者と異なる所なし三間社の如きは其中央の間柱眞々に棰何技打（たとえば廿技打）として其左右の間は中の間より何技落として定むるを定式とす本講義は壹間社の木割法を示すべし。

一間社流造（明神造）木割

表の間柱眞々六尺棰二十二枝打妻の間四尺九寸棰十八枝向拜の出四尺三寸六分仝上棰十六枝両妻共傍軒の出は十一枝づゝ裏側軒の出地棰七枝飛擔五技向拜の軒の出地棰五技飛擔四技とす、棰の勾配表流れは九寸、三寸八分及二寸八分裏側は九寸、五寸及四寸椽側巾は木負の下端外角を垂直に下したる所を椽束の外面と定む。

木　割　本柱大さ表の間柱眞々十分の一丸柱即ち一寸に付一分取り、向拜の柱本柱の八分取りの角柱其面の大さ直徑の七分の一を凡帳面に取る從來これを七つ面と云ふ土臺（地覆）成柱の八分上端柱一本一分貫巾柱の八分厚さ同じく三分、椽束本柱の七分角同上貫巾椽束の八分厚さ三分椽葛の成本柱の七分厚さ四分、椽板厚さ三分椽葛の外面より其板厚さ程出す之を板返しの出と云ふ、腰長押成七分、胸の出成の四分の一寄せ敷居成三分上み付鴨居成も三分內法長押成八分、胸の出前と同じ、頭貫成八分或は九分同じく厚さ四分、臺輪成三分巾一本二分大斗巾柱と同じ造り方は前斗組と異ならず。海老虹梁成柱位巾八分其袖切楣の厚さ六分向拜の虹梁成本柱に二分増し巾向拜の柱と同じ其袖切の厚さ八分、木鼻成及巾共虹梁と同じ長さ柱一本半以上二本、妻虹梁の成柱位或は柱に一分増し大平束上み柱位

一を其穴巾として穴の長さは知木巾と仝じ、勝男木中央の太さ柱位両端其八分の丸長さ柱七本とし其數本圖は四本にして女神の造りと云ふ猪子佐壽見付四分見込三分即ち仝所羽目面迄にして棟束柱の八分角とす、椽及『きざ橋』等の大さは前流れ造りと異ならず。

建　地　割　椽の高さ本柱七本半を板上端とす仝じく上端より軒桁下端迄の高さは妻の間柱外面程とし其椽巾は裏甲の鼻下端角を垂直に引き下げたる所を束の外面と定む、椽葛は束面より束の一分半程內方に入れ取付け板は椽葛より外方に其厚さ程出す之を板返しの出と云ふ、他は流れ造りと仝じ、小壁高さ柱一本半とす(龜腹本社土臺下の地形を云ふ)高さ柱二本廣さは柱の外方へ其高さ程出す、棰表て間柱眞々十本打側軒破風板共五本づゝ前後軒の出は傍軒の出を見廻す、屋根勾配は矩勾配にして破風板は其厚さ位を上みにて外方に出すものとす、本社の知木は破風板を延して作るを正式とするものにして破風板上みの組手を(行き合せと云ふ)を正面右側面は右を外に左側面は左を外に其板厚さの四分の一程目違として組のこすを法とす。

神明造りは女神男神の二樣ありて其構造の異なる所は女神は男勝木偶數にして二本四本六本として知木の上みを水平に切る男神は勝男木奇數にして三本五本七本として知木の上みを立水に切るの差あり。

第十二圖（其二）三間社流造正面姿圖

本圖は三間社正面姿圖にして社殿の名稱たる何間社とは其正面一と間なるは一間社二

込むなり。

第十一圖　神明造正面及側面工作圖

木　割　柱大さ表間一尺に付き九分取り即ち一寸に付き九厘の割の丸柱、地覆成八分上端柱に二分増し、腰長押成七分外方の出成四分の一敷居鴨居成三分半寄せ付け鴨居共成同上内法長押八分出成の四分の一軒桁及棟木共外角九分下端七分梁成柱と同じ下端七分二タ柱下も九分上み八分として技外の中の棰眞に上みを納め下もは柱の三分の一外方に廣げて建つ、棰巾柱直徑の四分の一成巾に二分増し茅負棰巾二本の正方形裏甲の成棰成と同じ木小舞成棰の六分巾棰の九分尚切裏甲と稱するあり軒先木口の厚さを柱の四分の一位とす、此場合には茅負成は小舞と同じくす、破風板下もの巾柱と同じ上み二分増し厚さ棰の成程葺地厚さ柱程軒先の出棰巾二本小夾(をさ)小舞棰巾の八分角長さ『あをり板』の出と同じくして其長さ中央より先の部分を本の十分の八の直徑を有する丸形か或は八角形に削り何れも破風板巾二分の一を其上端とし棰の成程の明きをとり四本づゝ立つ(圖參照)『あをり板』厚さ柱の三分の一巾は知木の下も落ち付きより其厚さ程下もに出す(圖參照)棟を甲の板とも稱し巾柱二本半又は三本厚さ外角にて柱の七分上端を三寸勾配に削る、鼻の出『あをり板』木口より柱二本とす、知木破風板の巾を通して造るあり又破風板巾の八分とするもあり厚さ破風板と仝じ長さ妻の間柱外面を立水に引き上げて知木の上端内方との交點より水平に切る(但し此切方は女神の仕方にして男神は立水に切るべし)風穴知木巾三分の

屋根の『タルミ』は軒先萱地の上端より棟迄直線勾配を引上げ（此線を引渡シ勾配と云ふ）其流れ全長の中央の所にて本柱一本三四分位の『タルミ』を付け彎曲線を書き尚同所中央即ち二分の一の所（此所箕甲と稱す）にて柱一本半位の反りたる線を引きこの曲線は傍軒軒付上端の線上となる、（圖を參照）而して各部棰勾配及茅負裏甲共を隱す程の破風板に反りを附くべし同上破風板巾は其長さの百分の八半を下も巾とし上みは下もに二分増しとし厚さは棰の成程なり。

棟束大さ柱の八分、棟木大さ巾八分、成ロ脇にて九分、棰を棟木に彫込む故に其棰立水の高さ程棟木を高く作るものとす、同所猪子サスの大さ柱の四分角として曲尺勾配に取付ける同所舟肘木の取り付け仕口は柱面より柱の十分の一だけ内方に入れ組合せ柱の枘は重枘として丸桁に差し通す其他圖の如し。

戸前

戸前の構造も前者と同じにして僅かに幣軸あるの差なり、其幣軸と稱するは戸前の圖中法立の次にある枠木にして上み枠との隅は大留に組合す、本柱より柱の十分の六の小壁を取り次に幣軸の大さ柱の八分とし繪樣繰形を圖の如く付け次に法立巾五分を取り戸板の位置とし、戸板厚さ柱の二分半端喰み及定木巾共柱の四分定木の厚さ二分戸板は何れも法定に其厚さ程掛けて軸釣とす、仝所内部楣及『しもゝけはなし』共大さ成三分としこれを戸當りとす同上内陣と本殿との堺にも戸前を設く其構造は兩側に片フタ柱を立て圖の如くなすか又は柱二本の小壁を取り法立巾五分とし戸の作り方は前と同じに作るも良し、周圍の羽目板は横板にして厚さ柱の四分とし柱に小穴突き柱を立て込むとき板を嵌

し屋根は扮板又は檜皮葺させり、(各部挿入圖參照)側面圖中柱外法の寸法は正面の柱内法程にして其他は圖中／印を各部に取るべし。

社の大さは正面を何尺と定め、妻の間は正面柱内法を妻の柱外面と定め、又向拜の出は妻の間柱内法を向拜柱外面に定め、高さは向拜柱外法の寸を本殿土臺上端より同所腰長押上端に取り其上え胴羽目の高さを前の高さと同じくして上み長押下端とし、同上長押成柱の八分取りとし以上小壁の高さを柱二本として妻梁下端とす、向拜の高さは上み長押上端を水平に引通して桁下端と定む。

木割本柱大さ表の間十分の一を柱直徑とし丸柱なり、向拜の柱本柱の八分取りの角柱とし土臺成柱と仝じ巾柱一本半長押成柱の八分其外方への出は成の四分の一出す、桁の大さ成柱に二分増し巾柱の七分舟肘木成柱の七分仝じく長さは柱より肘木成二本分づゝ出す繋ぎ梁成八分巾柱と同じ、向拜の桁巾柱の六分成柱と同じ、棰大さ柱直徑の三分の一を其下端とし成は巾に二分増し茅負は棰巾二本の正方形にして裏甲厚さ鼻棰成程巾は茅負二倍にして其二分の一出す、葺地(軒付け)厚さ柱の七分破風板巾其長さの百分の八半を下も巾とし上みは下もに二分増し厚さ棰の成程猪子サス、大さ柱の四分として曲尺勾配に取り付くる、棟束柱の八分棟木巾八分半成口脇にて九分とす。

構造法は前社と略ぼ同じなれども屋根の分を示すべし。

屋根棰勾配本社の分前後共九寸、向拜は五寸、同所軒先は二寸五分、裏側軒先五寸勾配として圖の如く棰に多小の反りを付け圖の如く格好よく作るべし。

の成本柱程巾六分妻の棟束下も八分上み六分棟木巾七分成九分笠木巾一本半成口脇にて六分鼻に増し及び反りを付く又別法は巾柱一本四分成柱一本七分位とするも可なり屋根板厚さ柱の四分として目板葺とす。

木割は柱の大さ表の間十分の一を本柱の大さとし向拜の柱は本柱十分の八にして土臺大さ巾柱一本半成は柱程、軒桁巾柱の七分成柱一本二分、妻梁大さ桁と同じ、繋ぎ梁成巾共柱程、向拜桁柱の六分成九分其他各大さは建地割中にあり。

構造土臺巾柱一本半成柱と同じ、其仕口は鼻柱直徑程出して合欲きに組合す、柱の枘穴彫長押當り襟輪欲き致し取付け桁傍軒の出は妻の間柱内法を二分して其一づゝ出し、破風板内面とし、屋根勾配は本社の前後共九寸向拜は三寸二分とし正面軒の出は向拜流れの二分の一にして妻の出を見廻すなり。

正面戸前　正面戸前の割本柱より同柱の直徑六分程の小壁を取り次に四分の法立あり（法立巾は四分なれども此内に戸板の厚さ程重ねる故法立巾は戸板厚さ程廣くす）戸板厚さ柱の二分半同所定木巾四分厚さ二分端喰(はしばみ)巾も四分にして何れも戸は軸釣りとす。

第十圖　末社造工作圖

本圖は末社散米造りと稱するも前社の屋根に『タルミ』を付け流れ造りとなしたるものなり、社は正面二尺以上四尺位迄にして多く末社なり鎌倉神社にては攝社に之を作れり其構造に至りては前者と大同小異にして屋根に『タルミ』を付け、軒付及舟肘木等の装飾を施

分三厘となり、極の大きさは其二十二分の十即ち一寸二分四厘を巾とし成イは二十二分の十二即ち巾に二分増しとして一寸四分九厘となるべし他は皆之れに倣ふ。

『注意』極を半繁極打ちとなすも極割は本繁極割として其中間の極一本又二本拔として定む此如くなさざれば建物各部の大さを定め難きものと知るべし

第九圖　稲荷社工作圖（一名眞田宮と稱す）

本社の其始めは治承四年八月廿三日源頼朝相州石橋山に旗揚げの時下臣眞田與一義忠先陣して討死す、其當時源氏義忠の後世を弔ろふ爲め石の小祠社を建つ其形ちに多少摸樣替えをなし前後の軒出も長くし両妻傍軒も多く出し長押等を附し今の末社造りの形式となせり、現社は石橋山にあり壹間社の流造りにして當時の石造社には今尙眞田無二の郎黨文三家安を祀れり、以上は眞田宮の源始にして全國到る所に存在する最も簡易なる板宮造りにして稲荷神社と稱すれども各家々に歸依する神を祀る小社なり正面一尺位より二尺以下位とす社の大きさは正面の大さを定めて此十分の八を妻の間と定む、向拜の出は表の間の七分となす事圖の如し。

建地の高さは妻の間柱横内法を本社土臺上端より腰長押下端とし、腰長押成イ八分其の上端より上み長押下端迄の高さは其柱内法の正方形大即ち胴羽目の所と同じ、上み長押成イ八分其外部の出は成イの四分の一出す、同上小壁の高さは柱三本の空きを取り妻梁下端とし軒桁巾七分、成巾の裏の目程、向拜の高さ本社長押上端を水平に引出し桁下端と定め、桁

茅負の大さは榧巾二本の正方形にして裏甲の鼻の厚さは榧の成い程其内方は鼻より多少薄くすべし、同巾は茅負の前面より茅負程出す故に裏甲は茅負二倍大となる化粧桷大さ巾は榧巾二本とし其成ィは桷側面口脇にて榧の巾と仝じく成ィとの和とす化粧木小舞大さ巾は榧巾の八分とし仝じく成ィは榧成ィの二分の一とす。

丸桁の大さ巾は柱の直徑の十分の六とし仝じく成は巾の裏目の寸法とす。

『注意』右大さは一間社の如きは丸桁巾を柱の十分の六となすは其斗組の卷斗の巾も柱十分の六なれば其成は巾の裏目大となすなり

右木割は外部より見えに關する所なれば其他床下又は小屋の內部の如きは其建物相當の大さになすべし。

榧の割方

本繁榧割に技歩なるものあり凡ての建物は此一技を基準として各部の大きさを定むるものとし、榧の大きさは此一技歩の二十二分の十を其巾とし、成ィは其巾の二分増し即ち二十二分の十二とす、而して技歩とは柱眞々の間榧何技に打たんとする數にて割りたるものにして、例へば今柱眞々十二尺の時之れに榧を二十四技打ちとせんには其一技歩は柱眞々の二十四分の一即ち五寸にして之れに要する榧の大きさは五寸の二十二分の十即ち二寸二分七厘を下端とし成ィは其二分增しとして二寸七分二厘たるべし、尙壹間社の榧割にありては其柱眞々六尺に榧二十二技打ちとなすを常式となすものなれば其一技歩は二寸七

四寸以上下がるも可なれども本屋の屋根に設くる時は三寸以上三寸四五分位下がるを良しとす仝上落込み其他各部の工作法は千鳥破風の時と異ならず

住宅に設くる起り破風の納め方は三ッ半母屋又は五ッ母屋納めを可とす、破風板の楣の欠き方に二種あり一は七ッ楣と稱して破風板巾を二分して其の一を又七分して下バより二、二、三と三節に欠くと又壹ト節楣は破風板巾十分の一及十二分の一位欠くもあり其深さは破風によりて格好よく作るし。

以上は一般規定とする木割にして社寺等の木割も之と大同小意とす

次より社殿壹間社の構造、木割及建地割等を順次説明す

神社建築木割

木割なるものは其建物の間口即ち正面柱眞々の距離より定むるを以て順序とす、例へば一間社の如きは其建物柱眞々十分の一を其本柱直徑となすが如く又三間社或は五間なる時は其中の間は他より廣き故に此間に何掛（何掛とは其間に九又は八掛と云ふが如し）となすを一定の法の如くなせり、而して其の柱直徑を定め次に大斗の大さを定むるの順序にして其大さは大斗巾を柱と同じくするか又は柱に十分の二分大にするかの二法あり其一は大斗巾柱と同寸の時其極巾餘り小なれば大斗巾を柱直徑に二分増としてこの巾を五、六に割其數を極の巾と定むるものにして同じく成は其巾に二分増しとす、此の如くにして極の大さを定め次に各部木材の大さを定むるものとす。

程として鼻の大さは元の直徑四分の一を增べし其取付仕口は掛魚板を通して鼻栓止とす

木連格子の大さは其掛魚巾内に五本納めと七本納めの二樣ありて五本納めの時は掛魚巾を九、八に割り其商を格子見付の大さと定め見込は見付の八分取にして仝上貫の巾も八分取とし其厚さは見付巾の三分の一とし其組方は内面を『サスリ』に組合す又別法の七本納めの仕方は掛魚巾を十四、二に除して其商を格子見付の大さとす其他は前に仝じくすべし。

入母屋破風の構造は千鳥破風及起り破風共に其仕方に於ては異なる所なく只其形ち上みに起ると否らざるとの差あるのみにして其屋根の『タルミ』は其流れ全長百分の三位を適度とす又起り破風の仕方は全長百分の一半以上二位の起りとし而して破風板の立處即ち居處には種々の仕方ありて屋根平の流れ全長三分の一程軒先より入りたる所を破風板の前面と定むるを三ツ母屋納めと云ひ又軒先より流れ七分の二入りたるを三ツ半母屋納めと稱し又五分の一を五ツ母屋納め又七分の一入りたるを七ツ母屋納と云ふ大なる建物には此種のもの多し。

破風板は前法何れかの方法によりて其下もを定め上みは其板厚さ程外方即ち前面に傾斜して差母屋及化粧棟木等の木口に杓子柄を作り之れに嵌め合せ以て取付をなす而して其高さは正面破風上み裏甲の上バと野極上バを等しくなる樣にして其反り即ち箕甲の反りは破風板腰巾の十分の八程とし仝上下もは野極の下バ若しくは尚一寸位下りたる所を裏甲の上バと定む通例此處を落込と稱す。

起り破風の仕方は正面中央の上みに於て裏甲の上バを仝所野極上バより（玄關の時は）

す(茅負裏甲共丸桁眞より隅の方鼻に增し及反りを付くるものにして茅負反りは五分より一本位反らせ仝上增は二分とし裏甲の增は一分半位を普通とす)桶木の大さ巾は、棰巾二本とし成は棰巾及成を加へたるものを口脇外角として倚小屋中に入る分も五六寸位にして總高さは壹尺以上となる。(此桶木は棰巾一寸八分の時と知るべし)

『注意』 桶は拮木兼用とす

切妻破風板(又棰形とも云ふ)の巾は其流れ全長百分の八を下も巾と定め上み巾は下も巾に二分增として厚さは棰の成程とす。

入母屋破風板の長さは其箕甲下た裏甲の長さ百分の八を下も巾と定め上みは下もに二分增とし厚さは何れも棰の成程とす仝上登り裏甲は下も厚さ平と仝じくして上みは一分半の增を附す仝所瓦棧も下は平と仝じにして上みは下もの一倍半位の高さに作るべし前包大さ成は破風板の腰巾八分にして厚さ仝じく六分とし仝上成の三分の一を雨覆と稱して深さ三四分位の決り欠きをなす鬼板台の高さは破風板腰巾の四分として鬼板の大さは破風板腰巾二枚の正方形にして其左右鰭及足元共二枚づゝとして總巾六枚とし仝上厚さは正面巾の三分の一として足元の下りは二枚分とす。

掛魚巾も破風板腰巾二枚とし左右鰭も二枚づゝとし長さは千鳥破風の時は掛魚の巾と破風板下端との交わりより二枚下げ又起り破風の時は一枚半より一枚七八分位とす仝上六葉の大さ掛魚巾三の分一にして厚さは棰巾程とし菊座大さ六葉巾の二分の一にして厚さは其繪樣によりて格好よく造るべし仝所樽の口大さ菊座の半分の丸とし長さは棰の巾

斗組の割　大斗大さ棰二本と小間三ッとし仝じく成は巾の五分の三にして之れを又五分して其二分を枠肘木の組入一分を仝上敷面又二分を下方の繰方にして其敷巾は上み巾の十分の六とす枠肘木の大さ大斗巾三分の一を巾とし成は巾に二分増とす巻斗巾は棰二本と小間一ッにして仝じく成は巾の五分の三にして其作り方は大斗と仝じ實肘木大さは枠肘木巾の正方形にして長さは巻斗より外方へ巻斗程づゝ出して繪様彫をなす以上の組方を三ッ斗六技掛棰割と稱して巻斗三個中に棰六本納となるを云ふ第二十五圖の三ッ斗組詳細圖を參照すべし。

又簡單なる玄關にして柱上部に大斗一個を置く時は其柱が小なれば大斗巾は柱に二分増として肘木の長さは斗の三倍とし仝所小壁の高さは柱一本半以上二本迄とす。

各部木割柱及棰等の大さは前記の如くにして其大さを定め次に虹梁の成は柱一本二、三分とし其巾袖切の所は柱の八分他は柱位にして正面に繪様彫刻を施す仝上木鼻の大さ成は虹梁と仝じくして巾は柱の八分長さ柱一本半位とす蟇股下たの長さ柱五本分か又は棰八技位とし仝所斗の大さ巻斗巾に一割位の増として厚さは仝所斗の敷巾の十分の九とす肘木の長さは斗の三倍なり又蟇股の格好は巻末の彫刻圖に示す如く其下もより斗の上み中眞迄点線を引上げ其線以下に各部繪様をなすこと圖の如し。

丸桁の大さ巾は柱の七分半以上八分とし成は巾の一倍半位を峠とす棰大さ前記の如くして茅負大さ棰巾二本の正方形とし裏甲鼻の厚さ棰の成程にして巾は茅負の面より茅負程出し總巾は茅負巾の二倍となる仝上木小舞の巾は棰巾の八分にして成は棰成の半分と

尙讀者諸君に一言す

神社建築なるものは單に其構造法のみにては出來得べからざるものにして其社殿によりては軒廻り隅其他入隅捻子上げ等の如きは大工職の最も苦心せる規矩法に依らざるべからざるものなれども本書に其事を說くは不可能なれば神社各部の構造と其木割法を各圖に附て略述すべし

『注意』各部曲尺使用法及各破風造等の仕方は別冊にあれば一讀を乞ふ

住宅建築各部木割

一般規定の木割法は其建物正面、中の間又は玄關の如きは柱眞々に何掛と云ふ取方にして其柱の直徑の大さを定むるを第一とし（何掛とは其柱間に十以下の數を掛けるを云ふ）但し柱間十二尺なれば之れに六を掛くれば七、二となる即ち柱大さ七寸二分角となるが如し次に柱を標準として椎の大さを定むるものにして其仕方は柱の直徑三分の一又柱の大なる時は四分の一を椎巾と定むるもあり又は仝上大斗の巾を柱に二分増として此の巾を五、六にて割其商を椎巾と定むるもあり正式なる木割法の大斗巾は椎二本と小間三ッなればなり故に大斗巾を一尺とすれば之れを五、六に割る時は椎巾一寸八分となる成は之れに二分増にして二寸一分六となる又別法は柱直徑四分の一を椎巾とすれば柱の徑七寸二分の四分の一は即ち一寸八分にして椎の巾となるが如し何れも椎の成は巾に二分増とす椎の大さを知りて次に各部材料の大さを定むるを一般的の順序とす。

祭神は底筒男命、中筒男命、表筒男命、神功皇后の四座にして應神天皇御宇に創建し現社は寛永五年の改造と云ふ今より二百十余年前

第七圖　春日神社本殿正面姿圖

第八圖　春日神社本殿側面姿圖及平面圖

前なる木柵は稲垣と稱し官幣大社にして本殿は樓門内に四社相並べり東方一殿は武甕槌命を祭り常陸國鹿島より遷座す二殿は經津主命を祭り下總香取より御遷座三殿は天兒屋根命四殿比賣神は河内牧岡より御遷座と云ふ建物は凡て丹彩を施しありて神社に丹彩を施すの始とす創建は神護慶雲二年にして其後藤原時代より數度改造せしと云ふ

以上は古代神社より德川時代に至るまでの沿革的發達の特長を有する參考圖を挿入し第四圖に見る如く伽藍的社殿の如何其美術的構造なるかを示すと共に現今同圖中（ら）圖の如き破風造構造の應用したるを某會社の屋根に見る

日本神社建築構造法なるものは其建物木材の大さを定むるを基準とすれども其木割法たるや住宅建築も社寺建築も其規定とする大さは大同小異にして住宅玄關は其柱間に十分之六以下を取り神社に於ては其柱間の十分之九以上又は十を取るを規定し之れにより各部木材の大さ及建地割等をなすを一定の法とす故に普通中等以上の住宅の木割法を述べ次に各神社に就て其構造。木割及建地割等を各圖面に就て順次説明する事とせり

第三圖　各神社姿圖

（れ）は山城國伏見男山八幡宮（特別保護建造物官幣大社）清和帝貞觀元年に社殿を造營せられ祭神は應神天皇神功皇后玉依姫の三神にして流造を二社並べ其間だに有名な黄金の樋を架せり形式は伽藍造の方と云ふ現存の社殿は何れも豊臣時代に改造せられたるものなり

第四圖　各神社姿圖

（ね）は筑前國粕屋村香椎宮本殿官幣大社にして創建は聖武天皇神龜元年にて現社殿は享和元年と云ふ屋根の三方に千鳥破風を掛け正面及両側面共に向拜樣の階段を付け形式は權現造と伽藍造の中間の社殿とも云ふべきものなりと云へり今り百十余年前

（う）は京都八坂神社本殿官幣中社にして創建は聖武帝天平年間にて後ち清和帝貞觀十八年現地に造營す現存の本殿は承應三年の建造にして伽藍造の社殿と云ふべし今より二百六十余年前

第五圖　出雲大社本殿正面姿圖

大社造の正面姿圖を詳細に示せり此の說明は第一圖中にあり

第六圖　住吉神社本殿正面姿圖及平面圖

の建立と云ひ建圖は第四圖の(む)なり

(り)は越前國氣比神宮の本殿にして流レ造なり慶長八年の建造にして權現造の變態したる建物と云ひ建圖は第三圖の(そ)なり

(ぬ)は備中國吉備津神社本殿にして後小松帝明德元年の創立と云ひ此建築の形式は比翼入母屋造とも云ふべき屋根の形狀にして側面に千鳥破風を二つ並べ其中央に竪に棟を取たるものにて平面圖にては無論伽藍造の社殿にして建圖は第四圖の(ら)なり

(る)は伯耆國西伯郡大高村大神山神社にして平面は大社造の少しく替りたるものにして圖の如し

(を)は河內國建水分神社にして中央の社殿は春日造にして左右の社殿は流レ造なり現社は桃山時代の建立にして河內國赤坂及大和國吉野郡の兩所にあり其建築の形式及祭神共に同一と云ふ建圖は第三圖の(つ)なり

(わ)は攝津國住吉神社にして建圖は第六圖に詳細に示せり

(か)は京都吉田神社本殿官幣中社にして住吉造より出たるものにて裏面は切妻、正面入母屋及向拜付勝男木二本にして四角山形付淸和帝貞觀年間藤原山陰勸請し現社は後年改築せしものにして建圖は第三圖の(た)なり

(よ)は京都平野神社本殿官幣大社にして正面に春日造を二つ並べたる如きものにて桓武帝延曆四年の創建にして祭神は久度神古開神比咩大神の四神を祀る現社殿は桃山時代の再建にして建圖は第四圖の(な)なり

ものにして我國第二の古き神社と云ふ（神社の建物なき時即ち無建築時代には山を以て本殿となせり之を第一の古き神社と云ひ大和國三輪神社の如き之なり）景行天皇の御宇に建築せし社殿は其高さ及柱等の太さは非常に大なるもの〻如きも數度の改築ありて出雲國の現社は圖の如きものにして軒高さ地面より軒桁上端迄三十八尺四寸床高さ十二尺六寸仝上階段數十五段平面柱眞々十五尺二寸づ〻二タ間四方にして側柱直徑一尺九寸二分中央の柱直徑三尺六寸其前後中柱（棟持柱）直徑二尺八寸なり前面の椽側巾十三尺六寸其他は十尺五寸づ〻にして實に雄大なる社殿なり。其形式を大社造と稱し平面正方形妻入りの建物にして平面圖は（ろ）なり其正面建圖を第五圖に詳細に示せり

（ほ）は唯一神明造と稱し伊勢内宮是なり形式は切妻造平入にして人皇十一代垂仁天皇の御宇に大和より伊勢の山田に遷せり後年に至り廿一年目毎に改築する事に定められたり

（に）（へ）は其建圖なり

『注意』此建築は伊勢大廟の造にして唯一神明造と稱して他に同種の建物はなし他の神明造は略式なり

第二圖　各神社平面圖

（と）は鎌倉鶴ヶ岡八幡宮の平面圖にして其形式は權現造なり

（ち）は日吉神社正殿にして近江國坂本にあり官幣大社にして祭神は大山咋神を祀る天智天皇七年の鎮座と云ふ現今の正殿は天正十四年の再建にして其形式は伽藍造なり聖武帝

◉八幡造は内陣流レ造平入リ　◉權現造は本殿、相ノ間、拜殿及向拜を連結す
◉八ッ棟造は權現造の拜殿の左右に翼(つばさ)あり

建築時代年號表

推古時代	欽明天皇御宇より	舒明天皇御宇迄	百一年間
寧樂時代	皇極天皇御宇より	大同迄	百六十八年間
弘仁時代	弘仁より	寛平迄	八十八年間
藤原時代	昌泰より	元暦迄	二百八十七年間
鎌倉時代	文治より	延元迄	百五十三年間
室町時代	暦應より	永祿迄	二百三十二年間
桃山時代	元龜より	文祿迄	二十六年間
德川時代	慶長より	慶應迄	二百七十一年間

第一圖　我國最古之宮造

(い)は我國最古之宮造の想像圖にして即ち穴居時代の住家を其儘神殿造に用ひたるものならんと云ふ此形式を天地根元宮造と稱す

(ろ)は出雲國大社の社殿にして、我國神社建築最古の形式は宮室の形を其儘適用し神社としたるものならんと云ひ本社の創建は天孫瓊瓊杵命が大國主命を祭る爲め造營せられし

神社建築構造法

神社建築形式年代表

時代	年代	形式
神代より奈良朝の終り迄 即ち	神代より桓武天皇延暦十三年迄	大社造り 神明造り 住吉造り
平安朝より足利時代の終り迄 即ち	桓武天皇延暦十三年より正親町天皇天正二年迄	春日造り 流れ造り 日吉造り 八幡造り 伽藍造り
豊臣時代より徳川時代迄 即ち	正親町天皇天正二年より慶應三年迄	權現造り 八ツ棟造り

伽藍造りの社殿は平安朝より神佛混淆の結果建造せられ其形式は本殿の平面伽藍的にして樓門あり廻廊を廻し屋根に入母屋破風を架け軒先は曲線を付け多くの組物を用ひ棟には知木勝男木を用ひずして其類甚だ多し

◉大社造は正方形前後切妻々入

◉神明造は長方形左右切妻平入

◉住吉造は長方形前後切妻々入

◉流レ造は正方形又は長方形平入リ向拝付

◉春日造は正方形正面入母屋妻入向拝付

◉日吉造は入母屋平入リ向拝及後面スガルあり

に學べる諸氏に其の研究の資料を供給するは著者の義務なりと信ずるを以て各學校に一本を呈せしも著者の微意なり是淺學不才の身を顧みずして刊行する所以なり之に由りて所期の希望に聊なりとも貢献する所あらば著者の滿足する所なり

大正八年十二月

豊島ヶ岡の寓にて

齋藤亀吉識

緒言

予が東京高等工業學校に職を奉せしは明治二十八年にして今や滿二十五年に達し老齡六十有八を算す此間學なく才なきの身を以て漫りに日本建築の教授に從事し私かに學生を誤らんことを恐る幸に諸先輩の指導援助によりて其の職に全きを得たり此の間「日本家屋構造」及「日本建築規矩術」を編して刊行し從來の大工雛形に於ける口傳書をして稍學理的に解説し學習者の便を圖り學生の研究に便せしが爾來世の進歩と共に歐米建築の輸入せらるゝに至り從來の日本建築的の規矩にては洋風屋根裝飾なる塔若しくはドーム等と本根との取合各部の構造に適用困難なる所少なからず故に洋風的用器畫法を規矩術に改竄して其の方法を說きたり

然るに爾後神社建築構造法につき研究の方法竝に實地工作法に關し質問頻繁なるも其の著書なき爲め學習者の不便甚大なるを思ひ其の概略を說述し此の急務に應せんとす本書は在職滿二十五年を記念せん爲めの著なるも斯道初學者の各地方工業學校

たゝに氏の日本建築構造界に終始一貫して多大の文献をせられ、其の果は結びて甚壯盛なるを思ひ余は當たらざるご考へましたが、たゝに序言します。

大正八年十二月

東京高等工業學校建築科敎室にて
前田松韻

序言

歳七十に垂こして、其の矍鑠たる老体を日々學校の教室に現され、孜々倦まざる吾が齋藤亀吉氏は吾校に勤續されて居るたこ、既に二十五年にもなり、大正九年には氏の友人、子弟が集りて、祝賀をするたこに、なつて居ります。氏の篤學の士で居らるゝたこは余が教室を共にし居りて、壯者たる余の常に恥ずる處であります。氏の究學の果は既に幾多の著書及講義錄等に記されたる記事によりて世人を益せられ、此度また二十五年勤續の記念こして、各地工業學校の教職にある子弟の人に送らんが爲め作られたる神社建築構造は其の木割及圖面を叮嚀に且近世風に說明され、實作的練習を要する人に甚有益なるものこ思はれます。余は

ニ斯術上ノ知識慾旺盛ナル青年建築家ハ詳略當ヲ得タル神社建築ノ參考書ヲ望ムモ幾ト得ヘカラサル境遇ニ在リタリ此時ニ當テ此書出ツ余ハ建築界ノ之ヲ歡迎スルコト曩時ノ両書ニ劣ラサルヲ確信ス余ハ君カ斯術ニ忠實ニシテ老來益々勤勉怠ラス講堂教授ノ餘暇ヲ以テ能ク此好著ヲ完成セルヲ感謝スルト同時ニ望蜀ノ念禁スル能ハス君カ加餐シテ後進ノ爲他日更ニ他ノ日本建築構造書ノ著述アランコトヲ切望スルナリ

大正八年十二月

工學博士　曾禰達藏識

種類ヲ擧ケテ漏サス而モ盡ク是現ニ存立スル建物ノ縮圖ニシテ中ニハ君ノ親ラ設計實施サレタルモノアリ換言スレハ悉ク模範ノ實物圖ナリ又其局圖ハ圖尺大ニシテ構造形体共ニ明瞭ナルハ喜フヘシ一方記述ニ於テハ圖面ノ解説木割構造ノ説明等總テ懇切ナルモ篇章細別トナレルヲ以テ冗長ニ失セス能ク其要領ヲ得タリ洵ニ好著ト言フヘシ抑モ神社ハ我國獨特ノ建築ナリト雖之カ設計構造ノ參考ニ資スヘキ書籍ハ古來甚タ乏シ否コレナキニアラサルヘシト雖今時ノ需要ニ適スルモノハ殆トアラサルナリ方今建築隆盛ニシテ斯術關係ノ雜誌續出シ著書譯書亦漸ク多カラントスル趨勢ナルモ其記スル所圖スル所ノモノハ大抵住宅商店銀行會社公館等ニシテ神社ニ及ハス時ニ雜誌ニ新設神社ノ發表ナキニアラスト雖極メテ稀有ナリ故

ラル一朝擧ケラレテ東京高等工業學校ノ前身タル東京工業學校ノ教員ニ補セラル、ヤ未タ講演ニ慣レサルト適當ノ教科書ナキニ艱ミ刻苦シテ始テ「日本建築規矩術」壹巻ヲ著ハシ以テ君カ教授ノ一助トナセリ後復刻苦ヲ再ヒシテ「日本家屋構造」參巻ヲ作リ同シク講義ノ用ニ供セリ是畢竟君カ日本建築術ニ精通ナルニ基クト雖著述ノオ能ト不倦不撓ノ精神アルニアラサレバ焉ンソ能ク之ヲ成スヲ得ンヤ東京高等工業學校ノ建築科出身者前後通シテ約四百人當初一二年間ノ卒業者ヲ除ケハ一人トシテ君ノ薫陶ヲ受ケサルハナク君ノ著書ノ恵澤ヲ蒙ラサルハナクシテ而シテ兩書ハ君ノ目的トシタル範圍ノ外ニ出テ廣ク建築界ニ傳播シタリ以テ其眞價ノ度如何ヲ證スヘシ君今感スル所アリテ更ニ神社構造法一巻ヲ著ハス其圖ニ於テハ社殿ノ

序

夫レ善ク談シ善ク論スル者必スシモ文ヲ能クシ學ニ精ハシキ者ニアラス之ト同シク文章練達學識該博ナル者必スシモ著述ヲ能クスル者ニアラサルナリ蓋著述ハ文章學識以外之ニ適スル一種ノ才能ト不倦不撓ノ精神ヲ要ス工藝技術家ニシテ之カ教育ヲ任トスル者其講スル所ノモノヲ筆ニシ圖ニシテ世ニ公ニナスハ一擧手一投足ノ勞ニ過キサルニ似テ其實然ラサルノ理由モ亦之ニ外ナラサルナリ且斯ノ如キ人ハ概シテ文筆ニ長セス故ニ其手ニ成ル所ノ書ハ能文者ノ著ニ比シ復一段ノ困難ヲ經歴スルヲ常トスルヲ以テ殊ニ尙フヘシトナス齋藤亀吉君ノ新著神社建築構造法ハ則之ニ屬ス豈敬重セサルヘケンヤ君ハ日本建築術ヲ實地ヨリ修得シタル人ニシテ其技能早ニ優秀ト稱セ

齋藤龜吉著

神社建築構造法

東京 信友堂發行

[illegible]藤[illegible]著

神社建築構造法

東京 信友堂發行

神社建築構造法

